

平成 29 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月12日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月12日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝	住民課長	中村 和恵
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	飯田雅広	①投票率向上に向けての方策を!!……………	16
		②成年後見制度利用促進への対策を急げ!!……………	23
2	高阪康彦	佐藤化学跡地の有効利用について……………	31
3	吉田正昭	道路行政、狭あい道路を問う……………	38
4	安藤洋一	①減らない交通事故 行政の安全対策を問う……………	46
		②一般向け文書は西暦和暦を併記にしましょう……………	54
5	松本正美	①災害発生時における避難所運営について……………	57
		②安定的な水の供給の確保について……………	70
6	石原裕介	大震災における、非常事態発生時の対応について問う！……………	81
7	戸谷裕治	空き家の利活用を進めよ……………	92

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員から広報記載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

飯田雅広君、石原裕介君、安藤洋一君の一般質問に関する資料が、議員のタブレットにアップされております。また、理事者の皆さんには飯田雅広君、石原裕介君の資料を配付いたしておりますのでお願いをいたします。

議員の皆さんにお願いをいたします。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可をいたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態をしていただきますようお願いいたします。

また、一般質問をされる議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局にご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力をいただきますようお願いをいたします。

なお、伊藤俊一君からは、5分程度おくれるとの届け出がありました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 飯田雅広君の1問目「投票率向上に向けての方策を!!」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

改めて、おはようございます。

3番 飯田雅広でございます。会派は民進党です。

「投票率向上に向けての方策を!!」というテーマで、選挙について質問させていただきます。

昨年の参議院議員通常選挙より、18歳、19歳まで選挙権が拡大され、選挙に対する意識を社会全体で、また、マスコミ報道で高めようとしております。その一方で、実際には選挙に

対する意識は年々薄くなりつつあり、投票率の減少が問題視されております。

つい先日も選挙がございました。先般の第48回衆議院議員総選挙の投票率はどれくらいだったのでしょうか。また、過去の選挙と比較するとどうだったのでしょうか。教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

皆さん、おはようございます。

では、先般の衆議院選の投票率、そして、過去の選挙の投票率等の結果について答弁いたします。

まず、先般の第48回衆議院議員総選挙の投票率でございますが、小選挙区、比例代表ともに49.26%でございます。それから、国民審査においては49.13%でございます。

それから、過去の選挙でございます。1つ前の平成26年12月14日執行の第47回の衆議院選でございます。小選挙区、比例代表ともに50.16%でございます。それから、国民審査においては49.10%でございます。それから、もう一つ前、平成24年の12月16日執行の第46回衆議院選でございます。こちらの投票率については、小選挙区、比例代表ともに56.59%、それから、国民審査においては55.33%でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

それでは、平成29年3月の町長選挙の投票率はどれくらいだったのでしょうか。また、過去の選挙と比較してどうだったのか、教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、町長選挙の投票率でございます。

最新の町長選挙、これは平成29年3月26日執行、本年の3月26日執行の町長選挙でございます。投票率は31.27%でございます。それから、過去の選挙でございます。平成25年3月24日執行の町長選については無投票でございます。それから1つ前、平成21年3月22日執行の町長選挙におきましては、投票率は34.32%でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今お答えいただいたとおり、蟹江町においても例外なく投票率が下がってきております。投票率が減少している原因の分析はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長 浅野幸司君

投票率が減少してきている主な原因ということでございます。いろいろ多分原因があるかと思いますが、私どもといたしましては、若年層の選挙離れが主な原因と分析しております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

さまざまな原因はあるかと思いますが、当町では投票率向上を促進するため、投票

された方にポケットティッシュや入浴剤等の粗品を配布するなど、工夫をされていると聞いております。これのほか、投票率向上に対して現状行っていることをお伺いいたします。

また、投票啓発のための補助金が国から出ていると思いますが、こちらの補助金の使い道を教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

投票率の向上に対して現在行っているところのご質問でございます。現在、広報かにかえ選挙特集号の発行、それから、公共施設へのポスターの掲示、そのほか、先ほど議員からお話しございました、駅前や町内の大型スーパーで啓発資材のほうを配布をして啓発しております。

それから、国からの補助金等でございますけれども、現在、国政選挙につきましても国から補助金のほうを頂戴するのですけれども、こういった若者向けの選挙啓発資材等々に利用しまして、効率的に使っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

いろいろな政策をとって投票率向上に向けてやっていただいていると思うんですけども、なかなか向上していないというのが現状だと思います。投票率向上に対して、今後のお考えをお伺いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

投票率向上に対しての今後の考えということでございます。現状の取り組み内容、先ほどご説明しました現状やっております取り組み内容を強化いたしまして、若年層の投票率を上げるための各種啓発資材による選挙時啓発と、全有権者に対しての常時啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

投票率向上に向けてなんですけれども、投票済み証明書の提示でさまざまなサービスを受けられるという店舗が全国では見られております。例えば、有名なラーメンのチェーン店とかですと、替え玉無料ですとか、煮卵無料とかいうようなことをやっていると思います。蟹江町も商工会と協力して、このような活動をされるのを検討されてはいかがでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

投票済み証明書の提示によるさまざまなサービスについてのところでございます。全国で議員ご指摘ありました、そのような取り組みを行っております自治体があることは認識しておりますけれども、当町として具体的な研究のほうは現在しておりません。

それから、商工会と協力するというところの検討ということのご質問でございますが、実際にもしやるとなると、商工会のお考えとか、あと、ご意向等を確認いたしまして、また、

選挙管理委員会、それから、明るい選挙推進協議会の委員の方々の意見を頂戴しまして判断することになりますけれども、事務局としては、当面のところ投票済み証明書は今までどおりの取り扱い、希望者のみの配布というところで、それ以外の取り扱いは現在、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

地域経済の発展に寄与するという面から考えましても、有効ではないのかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、検討していただくことというのは難しいでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

現在、全国的にそのようないろいろ検討をされておるところもございます。先日の新聞で、春日井市の市長選で、選挙割というところで、市民団体の方々がいろいろそういう取り組みをされておるところも目にしております。今後も地域の活性化という面では、非常にこれ重要というか、キーポイントでございますので、選挙管理委員会といたしましても、しっかりそこら辺も把握しながら検討のほうをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ぜひ検討していただきたく、お願いいたします。

期日前投票が伸びているということですが、報道でもなされていますし、肌感覚でもそのように感じております。今回の衆議院議員総選挙における期日前投票と、投票日の投票率の内訳をお伺いいたします。また、過去の選挙と比較するとどうだったのかも教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

期日前投票の投票率のご質問でございます。

直近の平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙につきましては、期日前投票の投票率19.39%でございます。それから、投票日当日の投票率が29.87%で、合計49.26%でございます。

それから、その前でございます、平成29年3月26日執行の蟹江町長選挙につきましては、期日前投票が5%、それから、投票日当日が26.27%、合計で31.27%でございます。

それから、もう一つ、その前の年、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙につきましては、期日前投票が投票率12.03%、投票日当日が41.51%、合計といたしまして53.54%でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今回の衆議院議員の総選挙に関しましては、投票日の悪天候が予想されていたこともありますが、それを差し引いても期日前投票が伸びてきている現状があると思います。常設の期

期日前投票の投票所をふやすお考えはありませんか。また、常設が難しいのであれば、利用者の多い曜日、多い時間帯等に臨時投票所を設置するというお考えはありませんか。さらに、期日前の休日でイベント等がある際、その会場またはその付近に臨時投票所を設置する方法のお考えはないか、お聞かせください。

○総務課長 浅野幸司君

議員ご指摘のように、非常に期日前投票の投票率が伸びております。非常に制度的に投票しやすくなったことは事実でございます。非常にご利用いただいているのは、本当に毎年伸びておる状況でございます。

そんな中で、常設でどこか臨時の投票所をつくったり、それから、イベント等のところの一時的なそういった臨時の投票所の設置はいかがかというところのご質問でございます。

イベント会場におきます臨時投票所の設置も含めまして、期日前投票所を増設する場合、二重投票の防止などの理由から投票システムの導入が必須となります。しかしながら、現在当町におきましては、この投票システムの導入はしておりません。今後、費用対効果などを検証いたしまして慎重に判断していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今のお話ですと、臨時の投票所を設置するとか、投票所をふやすというのは、システム的な問題があって今のところ難しいということではよろしかったでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

現在は、期日前投票所、役場の2階の会議室を利用しまして、1カ所で今は現行運用しております。それが複数の期日前投票所がある場合、同時に、瞬時に、その有権者の方が投票されましたら、瞬時にそれを投票済みというところの反映も含めて確認をしなければいけないところがございますので、複数の投票所がある場合、それぞれ瞬時に投票をしたというところの確認が必ず必要になってまいります。そういう場合、投票システムの場合ですと、バーコード読み取り等で瞬時にそれが把握できるというところのシステムがございますので、そこら辺のところの機能的な部分も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

システムを導入しなければいけないということなので多少費用は出るかというふうに思いますけれども、やはり投票率向上に向けては、そのようなことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも持ち帰っていただいて、ご検討いただきたいというふうに思います。

町長にお聞きしたいのですけれども、先ほどちょっとお聞きしました、投票済み証明書の提示でいろいろなサービスが受けられるというところなんですけれども、やはり地域経済に



においては非常に有効になるものでもありますので、蟹江町全体の発展という意味でもぜひぜひやっていただきたいなというふうに思っております。ことしの3月に町長選がありまして、町長も選挙をされたと思いますけれども、やはり投票率に関してもいろいろ思っていることもあると思いますので、ぜひともこのあたりをちょっと進めていただきたいなと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

るる今、投票率、過去との比較等々もご答弁を差し上げました。まさに本当に投票率がどんどん低下をしていくことについては、非常に危機感を感じております。これは私だけではなくて、我々首長の中でも話題になることであります。よく言われる政治離れが起きているというのは、もうずっと前から言われているわけでありまして、実際、去年の参議院選挙から18歳以上の投票が認められる、これで少しはということだったのかもしれませんが、まさに幼児教育とは言いませんが、小学生、中学生ぐらいのときから、まず政治についての一つの勉強というのか、そういう知識を子供たちと共有するということが必要ではないのかなというふうに私は今個人的には思っております、昨年度から、実は中学生に対してのタウンミーティングをやらせていただきました。

去年は、はっきり申し上げまして、我々の提案に対して、学校の用具を何とかしてほしいだとか、本当に自分の身近な要求、学校費の増額だとかというレアな話もあったわけでありまして、ほぼそういう話に終始をしておったわけでありまして。ことし、実は、今、北中学校のタウンミーティングが終わりました。来年度、蟹江中学校をまた予定をしておりますけれども、全く質問の内容が変わりました。非常に政治に対しても、これはマスコミの影響もあると思いますし、SNSで若者の投票離れというのが情報として入っているのかもわかりませんが、非常に質問の内容が濃くなってきましたし、我々も皆さん方に問いかけるような質問もさせていただきました。例えば、政治とは何だと、私たちにとって全く無関係だと思ってみえるのではないのかなということも提案させていただいたときに、決してそうではない答えも返ってきておりますので、まずは我々、ほかの地域はちょっとわかりませんが、蟹江町といたしまして、町長選挙も含めてであります。天候に左右されるのも事実であります、それにしても30%の投票率というのは非常に低うございます。ある意味、町政に魅力を感じていないのか、全く自分たちには関係ないのかという非常に寂しい状況がこれからも続くというのは、非常に危惧をされる状況であるというふうに考えております。

ですから、まずは子供たちの教育も含めてでありますけれども、教育委員会と相談しながら、政治を直接入れるというのは非常に難しい問題がありますので、勉強の中でそういう話題を取り入れていくことも必要なのかな。

そしてあと、先ほど議員がおっしゃいましたように、いわゆる投票証明書で何かサービス

をということであります。商工会とのコラボも含めてでありますけれども、多種多様の手法を用いて、投票率向上のための啓発啓蒙運営はこれからも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ぜひとも、投票率アップに向けていろいろな策をお願いしたいと思います。

最後に、教育長に要望します。

今、町長のお話もあったとおり、また、浅野課長のお話もあったとおり、若年層、また、子供たちにとということです。要望ですけれども、一言いただければなと思っておりますけれども、現在の日本では、国民なら誰でも18歳になると選挙権が与えられています。しかし、かつてはごく一部のしかその権利はありませんでした。財産や性別などの差別なく、みんなが平等に投票できるようになるまでに、大変な努力と長い歴史がありました。私たちに与えられた1票はただの1票ではありません。先人たちが命をかけて戦い、勝ち得た血と汗と涙の1票です。選挙権というものはそれだけの重みがあるべきものです。ぜひこのことをしっかりと子供たちに教育していただき、18歳になった以降、投票に行き続ける、そういう投票の大切さをしっかりと教育していただきたいと思っています。そのようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

投票率の向上ということで、学校においては、将来の子供たちがどうしていくかということで今ご意見があったのですが、学校におきましても、実際に中学校の社会科、公民分野で三権分立とか、あるいは政治に参加というような単元がございます。そこでいろいろ学習をしているわけでありまして、先ほど町長のお話がありましたように、タウンミーティングにおいてもそういうようなところから、自分の身の回りから、さらに、そういうような周りの生活とか、そういうものにかかわっていくということで関心をふやしているところであります。

学校生活においても、実は児童会とか、それから、生徒会というのがあります。これは投票で会長とか役員を選ぶわけですから、そういうようなことから、学校生活をどうしていったらいいかということで、子供たち自身は自分の生活をやっておるわけですから、その延長線上にと言ったらおかしいですけれども、政治、世の中があるというような観点から、これからも、今言われたように、将来の子供たちが政治に関心を持って取り組んでいけるようなことも、また学校の先生にお話ししながら取り組んでいけたらと思っております。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございました。ぜひとも教育のほうでもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

ここで私が提案したもの以外にも、投票率向上になるものはあると思いますので、そういうような施策が講じられますようお願い申し上げて、私の1問目を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で、飯田雅広君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「成年後見制度利用促進への対策を急げ!!」を許可いたします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

続きまして、「成年後見制度利用促進への対策を急げ!!」を質問いたします。

質問に入る前に、弥富市で毎月成年後見の事例研究を行っているとかねてより聞いておりました。弥富市での成年後見の取り組みを知りたく、10月3日に弥富市役所において、民生部福祉課生涯福祉グループ課長補佐の藤井清和様、その後、弥富市ささえあいセンターへ移動して、弥富市役所民生部介護高齢課コーディネーターの佐藤和子様、その後、海南病院にある弥富市地域包括支援センターの管理者で社会福祉士でもあります末藤和正様を訪ねて話を聞いてきました。その際、弥富市ささえあいセンターの佐藤様より、11月16日に成年後見センター設置の第2回検討会議を開催するが、蟹江町さんにもずっと声をかけたいというふうに思っていたのだけれども、どなたに声をかけていいかわからないというようなご相談をいただきました。そこで、中村住民課長と蟹江町社会福祉協議会事務局長の上田さんに声をかけさせていただいて、お忙しい中、11月16日には来ていただきました。中村課長にはお忙しい中来ていただきましてありがとうございます。

さて、昨年の9月の議会においても成年後見制度の質問をさせていただきました。

今回改めてまた質問をさせていただきますが、成年後見制度ですけれども、どなたも言われておりますが、これからの日本は高齢社会に足を踏み入れ、その傾向がますます強まっていくことが予想されております。そのような中で、成年後見制度というものが存在してはいましたが、今後その需要がさらに増大していくことが見込まれております。

皆様には釈迦に説法になりますけれども、ここで成年後見制度を簡単に説明すると、高齢者や障害のある人が、財産を守り、生活を支援する仕組みが成年後見制度です。痴呆症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な場合、例えば、悪徳商法に騙されて財産を失ってしまうなど、本人が損害をかぶることがあります。このような事態を防ぐのが成年後見制度の役割です。具体的には、そのご本人にかわって財産を管理し、生活を支援する人、成年後見人等です、を選んで、その成年後見人等がご本人の権利を守ります。

成年後見制度は、認知症の高齢者などの判断能力の低下した方の意思を尊重し、その権利を守るための制度です。ふだんは余り意識しないかもしれませんが、私たちは契約社会の中に生きています。日常の買い物をしたり、病院で診察を受けたり、老人ホームに入所するの

も全て契約で成り立っています。契約するためには判断能力が必要ですが、判断能力が衰えてしまった方は適切な契約を結ぶことができず、かえって悪徳業者に騙されて契約をしてしまうなど消費者被害を受けることもあります。また、在宅で生活したいのに施設に入れられてしまったり、自分が希望しない老人ホームに入れられてしまったりなど、身の回りの生活のこともきちんと配慮されなければなりません。

成年後見制度は、家庭裁判所から選任された成年後見人が、家庭裁判所の監督のもと、高齢者など判断能力の衰えた方の権利を擁護するという制度です。大切なことは、ここが重要だと思いますけれども、元気なうちから成年後見制度のことを知っておくこと、これが重要です。

しかしながら、蟹江町におきましても啓発活動に努められていると思いますけれども、残念ながら多くの町民の方に成年後見制度を理解していただいているとは言えない状況だと思っています。

一方、国においても制度整備を進めております。平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されました。成年後見制度利用促進基本計画については、同年9月に成年後見制度利用促進会議により成年後見制度利用促進委員会に意見を求め、29年1月に意見を取りまとめ、3月に促進会議にて基本計画の案を作成の上、閣議決定をされました。今後、市町村は国の計画を勘案し、市町村の計画をつくることができます。

そこで、お聞きします。

蟹江町において成年後見制度利用促進基本計画を、いつ、どのように策定する予定があるのか、お尋ねいたします。

○住民課長 中村和恵君

成年後見制度利用促進基本計画の作成予定についてお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、28年5月に成年後見制度利用促進法が施行されて、29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。本計画は、平成29年度から平成33年度までのおおむね5年間を念頭に定められています。

また、促進法においては、市町村は基本的な計画を定めるよう努めるものとしてされています。蟹江町として具体的な工程についてはまだ決まっておられませんけれども、計画の策定に向けて、まずは本町の現状をしっかりと把握し、多様な専門職団体、後見を担う団体等や各関係機関との連携を深め、計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ぜひとも策定していただきたいというふうに思っております。成年後見を必要な方というのはずっと変わりません。しかし、ご担当の方はかわっていきます。担当がかわれば、今まで行ってきたことがゼロになることも考えられます。計画があるからこそ事業の継続性が保

たれる、そのように考えておりますので、ぜひとも計画は必要になると思います。

また、現在、第7次高齢者保健福祉計画が進んでいると思います。さらに30年からは新しい計画が始まると思いますけれども、このあたりの整合性もとりながら計画のほうをつくっていただきたいと思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○住民課長 中村和恵君

その辺のところも、きちんと考えさせていただいて、計画のほうは策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

よろしく願いいたします。

国の計画のポイントとして、生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書、鑑定書の作成というものがあります。医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的、社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにする必要があると言われております。医師と本人の関係が、日ごろからなじみでいい関係性が保たれている状況であれば問題ないのですが、医師と本人の関係もさまざまであろうかと思えます。

そのような中、医師が本人の置かれた生活状況、例えば、食事や寝起きの可否、家族の手伝いの要否など、幅広い支援状況を理解した上で診察できるのかなどといったところで、今後、医師の負担が大きくなることが懸念され、医師の確保が問題となると思います。このあたりどのように準備していくのか、教えてください。

○住民課長 中村和恵君

今おっしゃられたように、医師は、本人の意思や置かれた家庭的、社会的状況を考慮しつつ、適切な医学的判断を行う必要があるというところから、今回、国の策定した計画において記載する診断書のあり方について検討するとありますので、今後これも参考にしていきたいと考えております。

また、医師の確保につきましては、医療機関や福祉関係団体と協議し、近隣の市町村との連携も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

医師の確保におきましては、町の基本計画策定の段階から、医師会等の関係機関との連携も必要だというふうに考えておりますので、そのあたりも行っていたきたいなというふうに思っております。

もう一つ、国の計画のポイントとして権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがあります。地域連携ネットワークに求められる機能として、制度の広報、制度利用の相談、制度

利用促進、後見人支援、不正防止があり、求められる役割としては権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談、対応体制の整備、意思決定支援、心情保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築が挙げられます。地域連携ネットワークに加わる人材、組織として、どのような人材が必要であると把握されておりますか、教えてください。

○住民課長 中村和恵君

地域連携ネットワークづくりに必要な人材についてなんですけれども、地域包括支援センター、社会福祉協議会、司法関係団体等の専門職団体、医療福祉関係団体、地域関係団体等との連携を十分にし、地域連携ネットワークを構築していく必要があると思っております。

後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉、医療、地域の関係者が支援し、後見等開始後は、これに後見人が加わる形でチームとしてかかわる体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今、多種多様な職業、職種、人材を挙げていただきましたが、それは蟹江町だけで賄えるのでしょうか。それとも、地域周辺を巻き込んでいかないといけないのでしょうか。どのようにお考えかをお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

今の蟹江町だけで賄えるかという質問についてお答えします。

司法関係の専門職団体や医療、福祉団体の連携確保は、市町村区域を越えた広域対応が必要になると考えております。地域連携ネットワークを構築していくためには、本町だけでなく、他市町村とも連携し、支援する体制づくりを進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

地域連携ネットワークを構築していく上で、コーディネートを担うことができる中核機関として成年後見センターが必要かと思えます。成年後見センターの設置に関しては、どのように考えていただけるか、教えてください。

○住民課長 中村和恵君

今現在、成年後見センターについてどういうふうに進めていくかということは、まだ検討中ですので、はっきりしたお答えはできませんけれども、広域的なもの、それとも蟹江町でやるかということも踏まえて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

きょうのこの資料を見ていただきたいと思うんですけども、成年後見センター、愛知県で見ても、この西尾張地域と三河の一部、設楽町、東栄町、豊根村を除いてほぼ全域で設置されております。この地域、西尾張の地域だけが、このように真っ白な状況となっております。

その中でも、一宮市に関しましては、尾張後見ネットというグループがあります。尾張後見ネットは、5、6年ほど前に社会福祉士の方が、弁護士、司法書士、行政書士などの成年後見制度を担う各種専門職に声をかけ誕生したそうです。尾張後見ネットは、一宮市では認知が広がっているそうです。また、一宮市の社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士は、たまたまですけれども、成年後見制度に対し熱意を持って取り組む方が多かったということも相まって、尾張後見ネットには多くの相談が来るそうです。尾張後見ネットでは、毎月第3土曜日にその相談の事例研究を行っていて、社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士に業務を引き継いでいるそうです。

一宮市に関しましては、後見センターのかわりとなる組織が自然とでき上がっているため、この海部地区と比較しても進んでいると言えます。そういった意味では、この海部地区、本当に空白地帯であるというふうに言えますので、ぜひとも後見センターの設置を検討していただきたいと思っております。

支援を行っていく際、中核機関として、政府は現在取り組みを行っているNPO、社会福祉協議会を中心に、そのまま活動を継続していくことを期待しております。例えば、愛知県の知多地域ではNPOが中心となって取り組んでおります。

さて、蟹江町としましては、NPOまたは社会福祉協議会はどのような取り組みをしているのか、お聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

NPOと社会福祉協議会の取り組みについてですけれども、現在、蟹江町社会福祉協議会において、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分一人で契約などの判断をすることが不安定な方や、お金の出し入れ、書類の管理などをするのに困っている方を対象として日常生活自立支援事業を実施しております。また、NPO法人については把握しているところはございません。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

NPO、社会福祉協議会以外にも支援を担うという諸団体があるかと思っておりますけれども、そのような団体はどのような取り組みを行っているか、ご存じでしょうか。

○住民課長 中村和恵君

今のNPOの取り組みだとか、ほかの団体の取り組みなどについては把握してございません。申しわけございません。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

多分、なかなかそういう団体がなくて、多分支援もされていないんじゃないかなというふうに予想されますので、ぜひとも、そういった意味でもやはりおけている地域だと思えますので、早目に支援体制を整えていっていただきたいというふうに思っております。

町長にお聞きします。

成年後見制度に関しましては、障害をお持ちの方の親亡き後や、今後増加が予想される認知症高齢者が障害などの理由により判断能力が不十分な場合に、その方々の財産管理や契約行為などの意思決定や身上保護する上で必要なものと認識しております。このような観点から考えますと、障害のある方、高齢者が主な対象となりますので、住民課は担当課ではないのではないかとこのように考えます。昨年9月の議会の一般質問でも住民課は担当課ではないのではないかとお聞きしました。その際、行政機構改革をする予定もあるとのことで検討するということでした。しかしながら、理事者の方、何人かにお聞きしたのですけれども、このことは検討されていないようです。この際、行政機構改革をするので検討していただけないでしょうか。

また、先ほどもお話ありましたが、今年度も平成29年度まちづくりミーティングを開催されておりまして、10月31日には、子供ミーティングということで蟹江北中学校3年生を対象にまちづくりミーティングをされたというふうに聞いております。町長はその際、中学生には、政治とは何かというふうにお聞きになったということですが、11月23日には女性ミーティング、11月24日には若者ミーティングが開催されて、私はその2つは見学させていただきましたけれども、その2つのまちづくりミーティングの冒頭に政治とは何かという質問を中学生にしたという話をされておりました。その政治とは何かという質問の回答もあわせて教えてください。

○町長 横江淳一君

たくさん質問をいただきましたので、答弁漏れがありましたら、また教えていただければありがたいと思います。

まず、機構改革のことにつきまして、昨年の9月に、来年度に向けて、どれだけのことができるかわかりませんが、今後の少子化、高齢化に向かっている蟹江町のあり方ということで、特に、4月に4期目を迎える私の住民の皆さんとのお約束の中で、子育てには特に力を入れていきたい、そのKを1つ入れさせていただきました。さりとて、高齢者対策はそれ以上に継続してやっていきたいということもつけ加えて説明をさせていただきました。

そんな中で、その機構改革の中で、成年後見人窓口をどうのという話は必要性はあるというふうに感じております。決してそのことをなおざりにしているということではなくて、まずは保険医療関係、精神関係も含めて窓口を一つにしたいということと、それから、先ほど



飯田議員からもありましたように、第7次の福祉計画が今策定中であります。30年から3年間で、これをつくらなければいけない、そして、守っていかなければいけないものであるということは十分わかっておりますので、そのところも含めて、まずは第1次の機構改革をやりながら中で調整をしていきたいな、こんな考えを持っております。

また、センターについてのことは、うちの担当課長が申しあげましたとおり、これはもう広域で、今後もしもそういう動きがあれば、我々は、質問にはなかったのですが、センターとして海部南部広域事務組合という組織も持っておりますので、やっぱりそういう広域社会の中で勉強会を重ねながら、目途については今ここではっきり申しあげられませんが、つくってまいりたいという考え方は検討をさせていただいております。

最後に、タウンミーティング、まちづくりミーティングのことで、政治とは何か、先ほど、前の質問でご答弁をさせていただきましたが、子供たちも含めていろんな質問が出たわけですが、身近なグラウンドの整備だとか、学校のトイレのことだとか、それから、生活環境の問題だとかという身近な質問とは別に、蟹江町のまちづくりについて質問もありました。後で皆さんの感想を実はお寄せをいただいて、非常に感慨深い気持ちになりましたし、町のことをこれだけ、町の議員も含めてやっているんだよという認識を改めてさせていただいたということで、本当にお礼の手紙だとか、感謝の手紙、中にはもうちょっとこれをやってほしかったという希望の手紙もあったわけですが、そこで、政治とはということに実は特に触れていただきました。

私は、政治とは何だ、これは決めること、決定することだと思います。政治がいい方向に向かわなければ行政も進みません、我々の生活もままなりません。間違った政治を指示をするということは、最終的に自分たちに返ってくる。ですから、正しい政治を、正しい方向性というのは非常に難しいことですが、決定していく責任感を持つ、これが政治である、まさに皆さんは、今、先ほどおっしゃいました生徒会だとか、自分たちの生活の中で、誰かが物事を前に進めるときに決定する人がいるんでしょう、決定しなければ今度は先生が決定します、それも政治というふうに考えていただければありがたいと、皆さんの中にも政治はあるんですよという、そういう説明を中学生にはさせていただきました。

商工会の皆さんには、釈迦に説法、十分わかっていただいていると思いますが、まずは、世の中の先導する、決めることについて、方向性を決めるのは政治だという、そういう説明をさせていただきました。

### ○3番 飯田雅広君

成年後見センターについて、もう少し町長にお聞きしたいと思っております。

この成年後見センターを中核機関として進めていただきたいというふうに思っております。

9月21日には、先ほどお話ししましたとおり、弥富市ささえあいセンターの佐藤様が呼びかけ人となり、成年後見センター設置会議が行われました。11月16日に第2回の検討会議が

開催されて、私も参加させていただきました。飛島、蟹江の関係者もお呼びして、それぞれの現状を聞き、センターで行うことになりそうな業務の整理をいたしました。第3回も年明けに予定されており、2月だったと思いますけれども、きのう連絡いただきまして、1月から2月に変更しましたというふうに連絡いただきましたので、また中村課長、来られそうでしたらお越しいただけたらなというふうに思っておりますけれども、私も参加する予定をしております。

このように、現場レベルでは話が進んでおりますけれども、町長はこのあたりをどの程度把握されておりますでしょうか。また、設立に向けてですけれども、町単独で行うのか、広域で行うのかといった選択肢があると思います。繰り返しになりますけれども、広域の場合というのは、やはり職員のレベルの話ではなくて、首長と首長の話し合いになると思います。なぜ町長に先ほど政治とは何かをお聞きしたのかということ、やはりもう首長同士の話し合いは政治になりますので、ぜひとも町長の政治力を発揮していただいて、このあたりを早く進めていただきたいというふうに思っております。

町民の皆様は、成年後見制度についての周知や制度内容の理解が十分ではないため、適切な利用がなされておらず、また、相談先も迷っている状況だというふうに思っております。そのためにも蟹江町の成年後見制度の窓口となり、申し立て相談、制度の普及啓発、町長申し立てなど、幅広く対応することができる成年後見センター、私は本当に必要だと思っております。そのためにも、町長にはぜひとも政治力を発揮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

飯田議員から、この資料を今見させていただきました。正直言いまして、成年後見制度のセンターの取り組みについては、担当のほうからは、飯田議員から誘われて勉強会に出ましたよと、包括支援センターの方もお見えになるし、社会福祉協議会の担当者も行って勉強会に入りましたということは聞いてはございます。

今現在、平成24年度から、先ほどちょっとお触れになりましたが、町長申し立てが実は6件ございまして、そのうち3人の方が、ほとんど認知症の方でありますけれども、お亡くなりになられて、今現在3人の方が町長申し立ての制度で今進行しているのが事実であります。

なかなかわかりづらい制度であります。今おっしゃったように、町だけがやればよいという問題ではなくて、政治の問題もありましたが、ちょっと触れました、今、第7次の福祉計画、そして、介護制度が新たな段階で30年度からスタートします。それも含めて、この海部郡の中で海部南部広域事務組合という一部事務組合組織を形成をさせていただいておりますので、管理者はかわるわけでありましてけれども、飛島の村長さん、そして、弥富市長さんも含めて、このことについてしっかりと話し合いをしていきたい。そして、ちゃんと目途を

決めて、会議に参加するのではなくて、まさに飯田さんのような資格をお持ちの方、そして、障害の青年部の方もそんな話をしておみえになりましたので、できれば町の施策にご協力をいただいて、NPO法人なり、グループなどをつくっていただいて協力していただければ幸いなのかなと、ただ、ここで軽々に申し上げられるような内容ではございませんので、我々としては前へ進めていくということはここでお約束をさせていただきたいと思ひますし、これを見ていまして、西尾張だけがどうも真っ白というのは非常に何か異様な感じがいたしますので、このことについてもしっかりと首長の中でお話をさせていただき、同様の感覚を皆さんで共有をしていただきたいという努力はさせていただきたいと思ひますし、センター設置について、今のこの段階ではいついつとは申し上げられませんが、しっかりと進めていくことだけをここでお約束をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

これはちょっと皆さんにはお配りしていませんけれども、内閣府につくっていただいた資料になっているのですけれども、地域連携ネットワークのイメージなんですけれども、中核機関はここにあるのですけれども、やはりこれがメインとなってやっていくというふうに聞いておりますので、ぜひとも早目につくっていただきたいというふうに思っております。

最後に、くどうようですけれども、ここに「かに丸」を置いてくださいとお願いしておりますので、また置いていただけたらと思ひますので、それをお願い申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

質問2番 高阪康彦君の「佐藤化学跡地の有効利用について」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○14番 高阪康彦君

14番 新風 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、「佐藤化学跡地の有効利用について」と題しまして、町当局の考え方をお聞きしたいと思います。

さて、この跡地は、本町地区に公共用地を取得してほしいと地元住民が陳情され、また、議会も本町地区公共用地として土地取得を求める要望書を町長に提出しました。そのほかいろんな経過がありましたが、また、いろんな方の努力によって、結果、平成25年10月に約1,000坪の土地が町の公共用地として取得をされました。以来4年の月日が流れております。

当初の土地取得の要望書には、土地取得の理由として利用目的が4項目挙げられておりました。1つには蟹江保育園の園庭拡張、2つ目は東南海地震における緊急避難場所、3つ目は冠水対策としての遊水池用地、4つ目は地域コミュニティセンターの建設用地でありまし

た。

1番目の蟹江保育園の園庭拡張は既に実施され、駐車場も整備されました。保育園は園庭が広くなり、南側は見晴らしもよくなり、太陽がさんさんと降り注いでいます。駐車場も整備されたので、利便性がよくなりましたので、保育園を利用される方は本当に感謝をされていると思います。反面、その分、空き地が狭くなり、現在の空き地は南北が48メートル、東西も約46メートルのほぼ正方形に近い670坪の空き地となっています。空き地としては、当初の1,000坪が約3分の2となってしまいました。

それにまた、2番目以降の要望は、まだ全く手がついておりません。保育園の整備された以降の空き地はほとんど使われていませんでしたが、そこに大きな空き地があるということだけで、近隣住民の人は避難場所としてある程度の安心感があったと思います。しかし、単に空けておくことだけではもったいないということで、平成27年度の町内防災訓練は、この跡地で本町の6町内が合同防災訓練を行いました。これは初めての試みでしたが、好評だったと聞いておりますし、実際に大勢の方が参加されました。

このことがきっかけになったのかはわかりませんが、本町地区の町内会が中心となって、平成27年12月に佐藤化学跡地の有効利用を考える会が立ち上がりました。メンバーは、本町地区の川西町内会を除く7町内の会長さんと、それぞれその町内会の有識者1名、そのほかに蟹小PTAの会長さん、婦人会の会長さん、にこにこママネットワークの代表者と、そして、地元の議員ということで私と戸谷議員もアドバイザーとして参加をさせていただきました。

会議は、月に1回、延べ8回行われたと思っておりますが、私は全会議に出席をさせていただきました。本当にいろんな意見や考え方が発表されましたが、それぞれの意見を集約することが本当に困難、難しかったんです。ですから、大きな考え方として、あそこを建物にするか、それとも広場にするか、本当は両方、広場の中に建物があれば一番いいのですけれども、先ほど言いましたように、土地自体が670坪ということで、どちらにしてもちょっとどちらかというふうになりまして、そこで住民にアンケートをとろうということになりまして、アンケートも、建物にするか、広場というか、公園にするかというようなアンケートをとったわけです。そして、多いほうを優先的に町のほうに要望しようというふうになりましたけれども、アンケートの結果、これもまた見事に約半分半分になったんです。ということで非常に困りまして、そのアンケートをどうのということを要望しようということで、アンケートの結果を、平成28年10月に佐藤化学跡地有効利用の要望という要望書を提出させていただきました。そこで一区切りがついたので、この会は終了されたというふうに聞いております。

それで、そのメンバーの中に、最近、それからもう約1年たっておりますので、高阪さん、私たち10カ月もいろんなことをやって議論をしたのに、あれはどうなったんだろう、町は何

もやってくれんし、このままだわね、この後はという話もございます。

それでお聞きしますわけですが、その要望書の最後には、本町連合会7町会、連合会長の名前です、その最後に本町連合会7町内は、現在公共施設が存在しない本町地区に、住民生活に真に有益な施設が一日も早く設置されるよう切に要望するものと結んでおります。

そこで質問をいたしますが、今言った経過を踏まえまして、今後、町としてこの空き地をどういった有効活用を考えておられるのか。また、短期的、また、長期的にはどうされるのかをお尋ねをいたします。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問いただきました用地の近未来や将来の構想計画についてお答えをいたします。

議員のお話のとおり、当該用地につきましては、去る平成25年10月に町が用地先行取得事業用地として取得したものでございます。現在、その一部を蟹江保育所の園庭などで活用のほうをしております。

町といたしまして、残る用地の有効な利活用につきまして今のところ具体的な計画は策定しておりませんが、昨年の10月25日付で、先ほど議員のお話ございましたように、本町連合会様のほうから蟹江町長宛てに当該用地の有効利用についてのご要望をいただいております。今後も、こうした地元住民の方々の、その他の地区も含めて、そういった住民の方々のご要望、ご意見等を参考に、将来にわたっての利活用の方針を決定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

何かわけのわからない答弁のような気がしますけれども、その会議の中で言われましたのは、高阪さん、建物の要望をしても町はすぐつくってもらえるかいと、今、JRにかかっているから、予算もないし、やってもらえないだろうと痛いところをつかれまして、そうかなとありますのですけれども、もともとの要望が、あそこにやはり遊水池は無理だと聞いておりますけれども、地域コミュニティセンターというのは要望であったのですけれども、ただ、アンケートの中身を見ますと、やはり建物よりもあそこを公園として使いたいという意見が本当に結構多かったんです、これは意外だったのですけれども、ということで、我々自体も、あそこを公園にするのか、建物にするのかと本当に意見が反面して、結局、町のほうにご案内をぶつけたような感じで終わっているのですけれども、ただ、町としてはあそこを、住民の意見を参考にしてそれから考えるなんていうその考え方自体が、やはりおかしい話ですけども、そこである程度、後でまた町長に質問しますけれども、しっかりとした何か姿勢を持っていきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

その跡地有効利用の会議の中で、町の方針がきちんと決まるまでは、あそこを子供たちの遊び場として利用できないかという意見がございました。そこで早速、そのことを町にご相談申し上げましたら、本当にご理解をいただいて、平成28年8月3日から遊び場として開放していただき、現在はみんなの広場という形で利用しております。

そして、その中からボール遊びがしたいという意見もございまして、これもまた町のほうにお願いして、防球ネットをつくっていただくことになりまして、それから今現在工事にかかっております、今年度中にできる予定だと聞いておりますけれども。当時、管理町内会から利用状況というのが、ことしの4月20日に出されておりますけれども、その中で防球ネットなどができるとまた利用者もふえるということになります。大きなお金をかけてネットをつくっていただきましたので、やはり子供たちが本当にあそこで遊べるように、とりあえずしていきたいと思っておりますので、その管理体制と伺いますか、今は町内会のほうで管理をしているような形ですけれども、やはり管理者は町でありますので、例えば、次年度から防球ネットができて、そこでボールを使って遊べるというようなことになるとふえると思うんですよ。そういったときにちょっとしたやっぱりどういった、質問にも書きましたけれども、ボール遊びができるよというその周知、それから使用のルール、それから、現場の管理体制などはどういうふうに考えてみえるのか、お尋ねをいたします。

○総務課長 浅野幸司君

管理者としての今の方針、考えというところのご質問でございます。

現状におきましては、地元町内会の自主管理によりまして広場の管理を行っていただいております。子供たちの遊び場としてご利用いただいております、子供が思い切って外遊びできるような、そういった場所として今ご利用をいただいておりますところでございます。

また、現在、さらにその利用内容を充実させるために防球ネットの設置を進めております。先ほど、ことしの4月20日付で利用状況のご報告のほうを議員からお話しございましたけれども、その中にさらに利用度を増すというところのご意見を実に頂戴をしております。そんな形で、今、防球ネットの設置を進めておるところでございます。

今後、当分の間、現状と同様に地元町内会を中心に、地元で広場の利用方法や利活用などを検討して、ルールづくりをしていただきまして、子供たちが安心して遊べる広場として広くご利用いただけますように、町として柔軟に運用してまいりたいと考えております。

なお、周知につきましては、しっかり防球ネットが設置が完了した段階で、さきの去年8月に蟹江小学校のほうから、こういった広場のところのご利用のところのご通知のほうを小学校を通じてお出ししたのですけれども、そういう形で広くご利用いただけるような形で、防球ネット完成後に再度しっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

本当にしっかりしてほしいんですが、基本はやっぱり、この前もお母さん方と少しお話ししましたが、やはり基本は自己責任ということです。自己責任でやっていただいて、それを使って不可抗力のような件に関しては町が出る場合もあるかもしれませんが、そういった意味で、ちょっとああいうところで人がたくさん来ると、やはり逃げ腰といいますか、責任回避のようなところが町のほうに見えますので、そうではなくして、せっかく1,400万円ですか、大きな費用をかけてつくっていただいたのですから、私はたくさんの方に利用をしていただいて、本当にあそこがボール遊びのできる広場ということでどんどん宣伝していただいて、本当に今、子供が遊べる場所は本当ないんですよ。公園でもボール遊びのできる場所はほとんどありません、大きなところは別ですけども、道路でやると叱られますし、だから、今の子供は本当に遊ぶところがないものですから、そういった意味で、本当に町が本腰で、逃げ腰にならずに、もっとどんどん学校のほうでも周知をしていただいて、使っていただくようにしていただきたいというふうに思います。

1つ要望をしておきますが、そのときのお話の中から、あそこは日当たりが、何もないものですから、日影となる屋根の設置が欲しいとか、それから、トイレをつくといろいろな問題がありますので、これはおいて、水飲み場が欲しいというような意見もありますので、そういうのを少し考えていただくとうれしいかなと思います。

本当に、蟹江町の公園というか広場ですね、ボール遊びのできる広場ということで大いにうたっていただいて、子供たちがあそこで本当に遊べるようにしていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、町長にお聞きしたいというふうに思います。

本町地区は、人口も多く、早くから開けた地域であります。本当に公共施設が少ないと思います。いろんな要素な考え方があると思いますけれども、町長がどういうふうに思われるかということですけども、本町地区というのは、先ほど言いましたように、昔は8町内、今は川西地区は学戸のほうに編成されて、7町内というのが多いのですけれども、各町内が一個一個みんな独立しているんですよ。各町内に公民館もあります。各町内にはまたルールがあります。本町地区ですけども、本町地区というまとまりが余りない、連合会という組織がありますので、それでもまとまっておりますけれども、やはり各地区は独立独歩なんです。それで、本町地区という意識を持つには、やはり本町地区を代表する公共施設があると、やはり住民が本町であるということがあると思うんですよ。

今、一つの問題として、行政区としての問題です。100戸切る町内会でも1人の嘱託員さん、1,000戸ある地域でも1人の嘱託さん、補助嘱託員でバランスはとってみえますけれども、非常にこれもちよっとおかしいと思いますし。それから、逆に言うと、小さな町内会の方は、そこで三役を出して、そのほかにスポーツ推進委員、民生委員、今、大きな町内でもなかなか町内会長さんのなり手がなくて困っている時代ですから、本当にこれは昔の伝統なんかはどうしようもないのですけれども、行政区としてやはりある程度の徐々に改革は必要

だと思っんですよ。

例えば、本町区は特にいい面と悪い面があつて、今は行政区は別ですけども、いわゆる住所区は今、城と本町、宝に分かれました。行政区も、ある程度それに付随したようにしていかなければ、私は将来は、昔からの伝統はどうしても守っていかなければいけないし、やらなければいけないですけども、そういった意味で、本町区という代表する建物、そういうものができることによって皆さんの意識が本町となれば、簡単に言えば、本町区の中でも合併ということもできてくるんですよ、町内会同士が、今はそんな状況に全然ありません。

そういった深い意味も考えて、本町に公共施設をつくってほしい。今までなぜなかったかという、大きな土地がなかったんですよ。全く施設をつくる、舟入には舟入プラザ、学戸には学戸プラザ、これは違うと言われますけれども、私聞いたときは、本当は学区に一つずつそういうものをつくるという、始めにそういう予定でやられたと聞いておりますけれども、本町が一番人口も多く、そういった密集地でありますので、本当はそういうところが一番先になるのですけれども、ただ、ハード的にそういう土地がなかったということでもありますけれども、たまたまハード的に土地はできたわけでもありますので、そういった私は深い意味もありますので、ぜひそういう公共施設を本町地区につくっていただきたい。

町長さんは、もともと本町にみえましたので、本町の事情はよくご存じだと思いますので、今まで私が申し上げたことを全て考えながら、町長としてのご答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員の質問にお答えをしたいと思います。答弁漏れがございましたら、またご指摘をいただければと思います。

本町地区の公共施設についての総括的なご質問だったというふうに考えております。佐藤化学跡地、この言い方が正しいかどうかはちょっとおいておきまして、佐藤化学跡地、ほぼ1,000坪、平成25年に取得をさせていただきました。本当に議員各位のご協力をいただきまして、やっと本町地域にちょっと土地が取得できたかな、こんなことを今思っておりますが。

ご存じのように、まず前もって防御線を、煙幕を張るわけではありませんけれども、当蟹江町は、昨年度お示しをさせていただきました公共施設の総合管理計画、これが一応今後の建物の維持管理、そして、推進も含めてでありますけれども、きちんと計画的にやらせていただくということをまず前提にお話を申し上げたいというふうに思っています。

それで、当学戸地区、今、この役場庁舎がありますところは、50年前はどうであったかなということを考えますと、私も議員ご指摘のように五之町、今は城になりましたが、五之割という地域に生まれまして、高校のときまではそこに住んでおりました。この地域が町施行の区画整理事業が行われまして、今のような広大な市街地になったわけではありますが、そのときに十数カ所ございます都市公園が点在をしている地域となりました。ここだけではなく、北の今村地区、そして、八幡地区、平安地区も含めてでありますけれども、都市計画の



中で生み出された、いわゆる余剰地、そして、都市計画の公園ということで、これは法律に基づいた建設をしていかなければいけないということで、まず一つはご理解をいただきたい。

それで、私も平成7年から蟹江町議会議員を3期やらせていただきましたが、そのときにも問題になっておりました旧本町地区、いわゆる蟹江町の一番歴史、伝統の深い町、そのあたりに公園がないではないのかということで、地域の議員に集まっていただいて、公園取得、借地も含めて検討が何度も実は行われましたが、なかなか適切な広い公園が見つからなかったというのも事実でございます。大変申しわけなく思います。

それで、一部は地域に地域公園としてご利用いただいているところもございますが、実際、大きな公園がやっと今、冒頭に申し上げましたとおり、平成25年に取得ができました。それで、取得をしてから4年たって今のような状況になっておまして、実際いろんな方々にご理解をいただいて、今は防球ネットの設置をお認めいただき、今、着々と進行をしてございます。

この後、しっかりと、町のルールに従ってやるということになると、今度また目的外使用がどうのだから、かたい話になってしまいますので、できれば、責任転嫁ではありませんが、地域の皆さんが中心となって、町と相談しながら利用形態をこれから進めていくのが一番よからうということで、今、うちの担当が答弁をさせていただきました。今後も、しばらくはそういう形態を続けていきながら、先ほど言いました地域のシンボリックな建物、これをこれからも考えていく必要があるのかどうかということも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

実際に、600坪という広大な土地は、本町に公共用地はあるかと、ほかにはございません。ある意味、あそこがコミュニティーの中心になっても決して不思議ではありません。学戸のコミュニティセンター、舟入のコミュニティセンターがございますが、本町にはないというのも十分理解はさせていただいておりますが、申し上げましたとおり、管理計画に基づきまして今後進めていきたいというふうに考えております。

旧市街地も非常に閑散とした状況に、本町地区を久しぶりに通らせていただきましたが、我々が子供のときに遊んだ繁華街もちょっと寂しくなった状況は、本町地区だけではなく、南側、国道1号線の舟入地区もそういう状況になってございます。少子高齢化の波が、本当に新たな市街地の意向も含めて、この蟹江町にも波が押し寄せているなということはしっかり認識、理解はさせていただいております。

そういう意味で、これから蟹江町をどうしていくかということも、その公共用地の建設も含めて総合的に判断をさせていただきたいというふうに考えてございますので、議員各位におかれましては、今後ともご協力をいただければありがたいと思っております。

以上であります。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。10時35分に再開といたします。

(午前10時20分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 奥田信宏君

質問3番 吉田正昭君の「道路行政、狭あい道路を問う」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。議長の許可を得ましたので、「道路行政、狭あい道路を問う」を質問させていただきます。

狭あい道路整備等促進事業という事業がありまして、狭あい道路の定義としまして、この①としまして、建築基準法第42条第2項、第3項の指定を受けた道路、②としまして、法上の指定を受けていない道路、例として、幅員が4メートル未満であり、2項または3項の指定を受けていないもの、③としまして、法上の種別、位置が明確でない道路、例として、過去に建築基準法第42条第2項による包括指定された区域内の道路のうち、指定基準に該当するか不明のもの、都市計画区域外の道路も対象、幅員4メートル以上で整備が完了している道路は対象外と記載されています。単純に言えば、幅員4メートル未満の道路ということでもあります。

また、この事業、狭あい道路整備等促進事業は、狭あい道路の解消による安全な住所市街地の形成や、建築確認、不動産取引等のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体に対して、狭あい道路の調査、測量、データベースの構築、運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等について交付金を交付するものと記載されています。これは町にのしなさいよというような事業であるのではないかというふうに私は解釈しておりますが、ところで、蟹江町の狭あい道路の取り組みはどのようなものだったのでしょうか。

まず、最初にお尋ねしますが、蟹江町の第4次蟹江町総合計画によれば、第4章の誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくりの第1節、道路・交通の②生活道路に、狭あい道路の整備として、①狭あい道路の拡幅という一文が記述してあります。狭あい道路の拡幅を平成23年度の総合計画ではどのような考えのもとで施策内容として記載され、そしてその後は、狭あい道路の利用として、私には積極的に進めてきたとは思えないのですが、町としましてはどのように進めてきたのでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、狭あい道路整備として、狭あい道路の拡幅はどのような考えのもとででございますが、まず、住みよい住環境の整備と安全性の確保については、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図ることで、安全で住みよいまちづくりに寄与するため、地域における身近な道路の整備を進めるというものでございます。

また、第4次総合計画における記載内容でございますが、良好な生活環境を形成するとともに、災害時に備えるため、狭あい道路の幅員を4メートル以上に確保することに努めるものであります。また、セットバックされた土地につきましては、所有者の適切な管理を促しますと記載をしております。

続きまして、狭あい道路としての整備事業としてどのように進めてきたかでございますが、狭あい道路の幅員を4メートル以上に確保することに努め、セットバック、道路後退された土地につきましては、町として取得または所有者の適切な管理を推進していくことで、良好な生活環境を形成するとともに、災害時に備えるものと考えております。

町内の狭あい道路を改善することは、用地の確保など大変大きな問題でありますので、一朝一夕には成し得ることができない状況でございますことをご理解いただきたいと思います。また、基本的に道路の幅員を広げるとか、まちづくりをしていく上で一番重要なことは、やはり土地所有者の皆様方のご理解とご協力に尽きると考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。非常に耳ざわりのいいというか、どう言うんですか、確かにそのとおりでありますが、私が問題にしたいのは、どのように実行してきたかということで、やはり計画は計画、実行は実行というような、そんな考えでおりますので、今までがちょっと実効性に欠けているんじゃないかなというふうに思います。

それでは、ところで、蟹江町が管理する町道における狭あい道路の距離数は現在どのぐらいでしょうか。お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

狭あい道路の距離数でございますが、概算であります。町内の道路認定数1,057路線、204.1キロメートルでございます。そのうち起終点全てが4メートル以上の路線につきましては、537路線、125.8キロメートル、複合路線、起終点の中で4メートル以上のもの、4メートル以下のものという複合する路線でございますが、183路線、51.6キロメートル、内訳でございますが、4メートル以上の箇所が21.5キロメートル、4メートル以下のものが30.1キロメートル、狭あい道路、4メートル以下の路線でございますが、337路線、26.7キロメートルでございます。

ただ、この4メートル以下の中には、1.8メートル未満の農道等を含んでございます。ちなみに、1.8メートル未満の路線でございますが、117路線、6.2キロメートルでございます。以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。余りにも数字が羅列されて、ちょっと理解できませんでした。実際、狭あい道路というのは、そんなに距離数はないと解釈したほうがいいんでしょうか。それとも、その辺はどうなのでしょう。何割ぐらいですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

町内の総路線認定距離数に占める割合といたしまして、農道も含まれますが、4メートル以下の距離数が56.8キロメートルでございますので、204.1キロメートルに占める割合としては、27.8%が占める割合でございます。

ちなみに、農道等を引きますと24.7%、約4分の1の距離数が狭あい道路ということになるかと思われまます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。4分の1ということですが、例えば、蟹江町における道路行政というと、私が思うには、区画整理事業を何力所かしておりますので、区画整理事業をすれば、6メートル以上の道路がきちんとつくわけなんですよ。

この地域も昔は田んぼだったと思います。それを区画整理事業しまして、このようなきれいな町並みになったわけなんです。狭あい道路というのは、先ほど町長も言われましたように、本町や舟入地区、そして須成地区ですか、古い住宅街、昔から住民が住んでいた地域における道路の割合が非常に高いと思います。

だから、その道路に占める割合が4分の1であろうが、その地域における道路の割合からいったら、もう90%を超えてくるような地区もあるんじゃないかなということで、町並みの形成に対して、この道路というのが非常に大切だと思いますので、今後どうするか検討していただきたいと思います。

そこで、この狭あい道路整備等促進事業において、狭あい道路があることにより安全な市街地の形成を阻害している要因となっているというような記述があります。そこで、ちょっとお聞きしたいと思いますが、安心・安全のために、ふだんから一番心配なのは火災だと思っております。そこで、狭あい道路における、要はそういう旧市街地における消火活動のシミュレーション等を、安心・安全のために現地で行ったことがあるか、お聞きしたいと思います。

○消防次長兼消防署長 佐藤安英君

ご質問にありました火災における狭あい道路の現地での活動のシミュレーションをしたこ

とがあるかについてお答えをいたします。

蟹江町管内では、狭あい道路を含みますと、当然住宅密集地ということになりますので、須成地区、本町城地区、舟入地区のおおむね3つの地区を住宅の密集地と考えております。

消防署では、この地域を中心とした火災等の災害対応について、現地での狭あい道路の進入経路等の地理・水利調査、図上訓練、火災防御訓練や過去に発生した火災、救急事案等の検討会をその都度実施しております。それは、職員全員に共通の認識を持たせ、次の災害に生かせるようにしております。また、消防団との合同訓練等を通じて、署と団の連携を密にし、災害対応に当たっております。

さらに、昨年12月に発生しました糸魚川市の大火を教訓とし、国からの通達、指導等により、新町地区、本町川西地区等を含め、他の地区や団地も既に調査を実施しております。これにより、火災防御計画を作成中でありまして、本年度末までに完了予定であります。この計画をもとに災害対応に万全を期していきたいと考えております。

以上であります。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。やはり全国にいろんな大火等があったわけなんですけど、やはり今の答弁聞きまして、消防署としてはそのような対応をしているというふうに理解させていただけましたので、どうしても火災、一般的にふだんは火災が一番怖いわけですけど、地震等になればまた別な災害が発生しますが、一般日常生活においては、火災というのが非常に怖いんじゃないかなということをお聞きしましたので、よろしくお願ひします。

次に、最近土地の面積の確定に測量をきちんとしますが、町道と民地の境界の画定の立ち会い時に、町の担当者が町道と民地の立ち会いに立ち会うわけですが、狭あい道路の場合、中心から2メートル下がるというセットバックの対応、現地で測量士さんが当然立ち会うというか、測量に入るわけですので、その地主さんがみえるかどうかは別にしまして、どのような対応、セットバックに対してどのような指導をしているかということをお聞きしてみたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたセットバックの対応についてお答えをさせていただきます。

まず、町のほうに建築等の相談がございましたら、セットバックについては建築基準法上では義務づけがございますので、道路幅員が定かでない場合は、道路管理をする土木農政課と、建築を所管する当まちづくり推進課が現況の道路幅員等を確認しまして、4メートル未満と判断をされれば、相談者に道路後退について説明を行っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

説明は説明ですけど、強制力もないし、町の指導するというのもないわけですよ。ただ、

こういう、建築基準法こういうふうですよという、単なる説明ということで解釈してよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

相談者に対しましては、ご説明と同時に確認申請書、やはり後退しなければ建築はできませんので、その辺は義務としてしっかりとお話をさせていただきます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

建築基準法の図面上の、要は指導等ということの解釈になるかと思いますが、一番は現地における指導とか要請とかということができていないと。ですから、セットバックがきちんとなされていないような、最近はなされているような気もするところがあるんですが、それにしても、ちょっとなされていないようなところも多いしというふうに思っておるわけでして、今後その取り組みもきちんとしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、愛知県の社会資本総合整備計画に、愛知県における安全で快適な住環境整備の項目があります。その交付対象事業に狭あい道路整備等促進事業があります。事業内容は、狭あい道路の拡幅等と記載されております。また、愛知県建設部建築局住宅計画課の事業内容にも狭あい道路整備等促進事業についてとあり、愛知県下で13市4町が事業地区とあります。近隣の市町村、海部郡では津島市と弥富市があります。また、町では、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町が入っています。蟹江町は入っておりません。どうしてでしょうか。

町内の全体のまちづくりを考えるなら、まずは道路でしょう。そして先ほども言いましたように、区画整理にも道路から入っていくのが普通だと思います。そして、旧市街地のまちづくりも、まずは道路だと私は思っております。特に、旧市街地のまちづくりにおいては、狭あい道路の拡幅整備が絶対に必要な条件でしょう。そして、あとは地域の公共施設、保育所、学校等の施設の充実だと思います。

なぜ、この事業、狭あい道路整備等促進事業にこの時点で参加しなかったのでしょうか。ということは、それだけ狭あい道路に対する意識、取り組みがなかったんじゃないかと。旧市街地におけるまちづくりを余り考えていなかった、道路に対する思いがなかったんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました、狭あい道路整備等促進事業の採択についてお答えをさせていただきます。

まず、この事業の概要としましては、議員のご質問にもございましたとおり、狭あい道路の解消による安全な住宅の市街地の形成等を目的に、まずソフト事業として、狭あい道路に係る調査、測量等に係る費用や、ハード事業として狭あい道路の拡幅整備のために必要な整備費に対し、国が交付率2分の1で補助する事業となっております。愛知県下では、ご質問

のとおり、13市4町がこの事業の実施を今しております。

この事業の採択に当たっては、狭あい道路の現況や狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針などを定める狭あい道路拡幅整備促進計画の作成がまず必要でございます。事業が創設された平成21年当時に、町内全域を対象とした狭あい道路対策について、事業の活用を検討しました。その結果、幾ら国費が充当されたとしても、町の財政負担が伴うことや、土地所有者の事情等により早期に路線としての事業効果が得られないことから、事業着手には困難であると判断をしまして、計画の策定までは至っておりませんでした。また、この事業も、平成30年度までの時限措置であることから、現段階ではこの事業の活用は困難であると考えております。

しかしながら、密集市街地の防災機能を高めるためには、狭あい道路の拡幅整備は方策ありますので、今後、国の動向をうかがいながら、事業期間の延伸や同様の補助事業の創設等があれば、町として方針が確立された段階で事業の活用を検討したいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

やはり今まで町の事業を、内容を見ていきますと、交付金のある事業が最優先されてきているんですね。建物にしてもそうです。ほとんどが建築物、建物に対する事業が蟹江町はほとんどだと思っております。なぜ道路に交付金があるような事業をパスしたのかです。この時点で何を考えたか。

先ほども言いましたように、旧市街地の、これは旧市街地の話が主になるんですが、そのまちづくりの形成をパスしたんじゃないかなというふうに思うわけなんです。町がまず最初に言うのは、交付金があると。国から来ますよ、県から来ますよ、町の負担はこれぐらいですよ、いつも私たちに説明があるのは、まずはそれじゃないのかなと。だから事業しますよという、そんな思いが非常に強いわけなんです。せっかくこういう事業があるんだったら、なぜ手を挙げなかったのかというのが非常に疑問に思うわけでした。

先ほど言われましたように、ソフト事業やハード事業があります。ソフト事業でいえば、先ほど言いましたように、調査、測量に関する、それから登記ですね、分筆、登記に要する費用とかありますし、ハード事業でいえば測量ですね、設計、用地の取得、舗装等々、それから門扉ですね、門扉の除去とか新設ですね。そのようなものに対しても、要は補助するというような事業内容ですね。

確かに、先ほど言われましたように、30年までの事業なんですけれども、下水道でも一緒ですよ。何年までと切られておるじゃないですか。全ての事業、交付金対象、補助金対象になる事業は、建物を建ててしまえばそれで終わりですが、道路及び下水、特に下水なんてものは、何年までもやりなさいよと、10年でやりなさいよというような解釈、その後、延びるかもしれませんけれども、この道路だって、30年ということなんです。延びる可能性だ

ってあるわけなんですよ。

その辺を無視して、何もしませんでしたよというのは、ちょっと非常に僕は行政として乗り損なつたと、こういう事業があるなら乗るべきではなかったのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

先ほどお答えしたとおり、当時、その採択について判断をするに当たっては、財政面的な話や事業効果などを考慮した結果、活用までは至りませんでした。現在は、狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針について、建設部として検討中でございます。できるだけ早い時期には方針を確立に向けてしたいと考えてございますので、もし方針が確立されれば、何らかの補助事業については模索をしながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

過去のことを言っておっても仕方ありません。あま市のホームページを見ますと、都市計画マスタープランの改定のあらましですね、拡充、追加する主なポイントとして、防災に関する方針として、密集市街地等における狭あい道路の拡幅整備の検討を進めますとあります。多分、あま市も次のことを見据えていると思いますし、他の市町村でも、調べてみますと、狭あい道路の拡幅は大きな問題となっております。

蟹江町も当然大きな問題だと私は解釈しておりますが、例えば、隣の弥富市では、狭あい道路の拡幅整備に要する要綱ですね、津島市も要綱をつくっておりますし、他の市町村でも狭あい道路に関する要綱を定めておまして、先ほど課長が言われましたように、ソフト事業やハード事業に取り組んでいるわけなんですよ。

蟹江町としましても、今後そのような要綱を、これいろんな補助事業というか、費用がかかることになるかもしれませんが、やはり町の全体のまちづくりから見れば、多少の資金等を投入してもいいのですから、やはり要綱をきちんと定めて進めていただきたいと思っております。だから、狭あい道路の拡幅整備に関する要綱、このような要綱をつくるつもりはないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの狭あい道路拡幅等整備に関する要綱の制定でございますが、まず、狭あい道路の拡幅はやはり、今まで議員が言われますように、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上、安全で住みよいまちづくりに必要であります。また、町民の方のご理解とご協力をいただく上で必要な要綱と考えております。今後、町といたしましても、他町村の要綱を参考に進めていきたいと考えております。

また、管内ではございますが、こういった類似の要綱の制定でございますが、弥富市、津島市、あま市が助成金とか奨励金とかということで狭あい道路の拡幅に関する要綱を定めて



おみえであります。そういった他の市町村の要綱を参考にして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。今までの狭あい道路の答弁を見ますと、ルールづくりがないとか、要綱がないという答弁をいただいておりますよね。それを、やはりそういう答弁しか多分今まではできなかったと思うんですよ。何もないんですから、蟹江町の場合。

先ほど言いましたように、測量費の助成とか、土地取得費の云々とか何もないわけですから、お願いするしかなかったわけですので、担当者の気持ちというか、言われても難しいよねというような気持ちがあるのは、実はよく理解できるんですよ。何もなければ何もしようがないですからね。

だから、私が言いたいのは、ぜひともやはり要綱をきちんとつくって、町も負担するけれども、土地を提供する住民の方も協力しやすいような形をとらないと、道路なんてものは広がりません。最初にこの話をしたときに、端から端まで道路が通らないと蟹江町は事業としませんよと、舗装しませんよというような、大昔の話ですが、そんなような答弁をいただいたんですよ。

だから僕は、蟹江町は全然そういうことに意識がないと。区画整理しやすいところ、建築しやすい公共施設、そちらのほうを優先して、難しい旧市街地の開発は後回しだというふうに解釈しておるわけなんですよ。だから、町としては全体のバランスを見て事業を進めてもらわないと困るわけなんですよ。その辺をどうお考えか、町長に聞いてよろしいでしょうか。

○町長 横江淳一君

吉田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、再三再四と言ってはちょっと過言になりますけれども、吉田議員のほうから市街地の整備については、たくさんのご質問を実はいただいております。十分理解をさせていただいておりますし、先ほど言いましたような要綱も含めてであります。そういう機会がありました。諸事情によりまして名乗りを上げていなかった。実際、13市4町が、私もこのご質問をいただく前にちょっと調べさせていただきました。蟹江町の都市計画マスタープランのあり方にも反する、施策としては若干後ろ向きの政策であったのかなと反省をさせていただいております。

ただ、言い方は変えますけれども、道路として存在ができるというのは、やっぱり始まりがあって終わりがある、連続点でなければならないということがあるのも事実であります。それを誇張するが余りに、開発というのか地域の皆さん方のいろんなコンセンサスに傾けなかったわけではありませんが、皆様方、吉田議員にもご心配をおかけしたことに對しては、

大変、真摯におわびを申し上げたいと思います。

今後、時限措置であるとは聞いておりますが、実際、下水道の例を言われましたが、下水道の場合は10年改正ということで、37年度までのプランニングを国・県に出させていただきましたが、実際これは目的があつて、しっかりとその地域の市街地に向けて環境整備をするという目的が実際ありますし、道路の下にほぼ垂心でもってやっておりますので、支障はありません。

たくさんのお金をかけておりますが、狭あい道路につきましても、一定のたくさん、これ特に舟入地区、そして旧本町地区、須成地区に多いわけでありますけれども、そういうところに対しても、目的を持ってこの地域をというようなアドバイスがございましたら、またおっしゃっていただけるとありがたいと思いますし、町といたしましても、担当が考えていましたとおおり、もしもそういうあれがありましたら、要綱も勉強させていただき、弥富の場合は、ちょっと若干我々とは違う目的で使われたということも調べさせていただきましたので、地域の実情に合った方策で、一步でも前へ進めるように頑張つてやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。やはりその地域に合った実情において進めていただければいいこととありますが、一番心配しますのは、道路が狭いと、住民が道路、要は駐車がしやすいとか、車庫に入れやすいとか、そんなようなところへ旧市街地から若い層が出て行っちゃうわけなんですよ。

そうすると、その地域のまちが高齢者ばかりになりますと、もう活気のないまちになりますし、どうしても公共施設等々における資本投下も弱くなるわけなんですよ。私たちが幾ら要望しても、やはり地域住民の多いところへお金が投資されるような気がして仕方がないんですが、将来のまちづくりを思えば、やはり今まで元気にこの蟹江町を引っ張ってきた旧市街地のまち、そして住民のためにも、今後明るい展望のある施策をしていただきたいというふうに要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問4番 安藤洋一君の1問目、「減らない交通事故 行政の安全対策を問う」を許可をいたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、1問目、「減らない交通事故 行政の安全対策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、写真資料はタブレットにもアップしておりますので、よろしくお願いたします。  
それでは、早速1問目です。

西之森の県道114号線の制限速度についてお尋ねいたします。ここの写真をちょっとごらんいただきます。

平成27年12月の一般質問において取り上げました西之森の県道114号線と保健センターへ続く道路とのT字路交差点において、同年4月の小学児童と車両の接触事故が発生した問題につきましては、このたび現地交差点に、かねてから要望されていた押しボタン信号機が、この12月25日に供用開始されることになったようであります。これは地元町内会、小学校PTAを初めとする関係諸団体、住民の皆さん、そして蟹江町行政、そして蟹江北中学校区を地元とする6名の議員が一致協力して蟹江警察署に要望、陳情した成果であろうと思われ、大変喜ばしく思っております。

しかし、問題はそれだけではありませんでした。この県道114号の西之森区間の時速は、制限時速30キロ制限ですが、それが守られていない現状があることを知らなければなりません。

この写真の、これが新しく設置された押しボタン信号機です。まだ準備中なんですけれども、ここが県道ですね。こちら側がアンダーパス、学戸側のアンダーパス、これを真っすぐいくと東名阪に突き当たるという真っすぐな道路なんですけれども、ここに看板があります。30キロ制限があります。つまり、よその市町からよその市町への通り抜け道路であるという事実であります。実際、私も時速30キロでここを走行しましたが、かえって流れに逆らい危険を感じました。流れに乗ると、およそ時速40キロちょっとが、それが最低のスピードであったと思われま。

そんな中で、この12月上旬に西之森町内会の役員の皆さんとお話をする機会がありましたので、お聞きしました。ちなみに、この写真は先ほどの道をもうちょっと先へ進んだところですね。これを真っすぐ行くと、ちょっとすぼまっています。歩道もここ、もうすぐに歩道もなくなっています。ここまでは、片側にだけなんですけれども歩道があるんですが、もうちょっと行くと歩道もなくなっています。それで細くなっています。それで、もう東名阪に近づくとつれて、このように両端ともほとんど路側帯も細くなっていきます。車道のみのようなイメージになっていきます。

お聞きした内容です。まともな歩道も整備されていない道路で、猛スピードで、しかも大型トレーラーまでもが頻繁に通って抜けていくこの県道では、地元の住民は危なくておちおち散歩もできません。さらに、子供たちの通学時においても全く安全確保ができていません。放っておけば、そのうちもっと重大な事故が起こるのではないかと非常に危惧しておられます。何としても制限速度30キロを守り、そして安心して歩くことができる歩道、あるいは路側帯を整備してほしいと願っておられます。

この県道114号線沿線の住民の皆さんは、長年交通事故の危険にさらされてきました。蟹江町には新蟹江学区から源氏地区にかけて、ゾーン30及び30キロ制限のための道路規制の実績がこのたびできました。ですので、そこがたとえ県道であろうと国道であろうと、行政にはそこに住む住民の安全と安心を守る義務が、そして責任があると思います。このことについて、当局はいかにお考えになり、いかに対策を立てるか、お聞かせ願います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

県道114号線（蟹江津島線）の安全対策についてでございます。

この件に関しましては、以前、地元からのご要望ではありますが、東名阪側道下にあります上川田交差点から南東にありますJR関西線のアンダーに至るまでの歩道設置ということでもございました。

本県道は、ご存じのとおり、道路に面して両面に家屋が建っており、用地買収も含め大きな事業でありますので、この県道につきまして進めることが難しかったと愛知県のほうからは聞いております。

また、以前、議員からご指摘をいただきました上川田交差点から南へおよそ30メートルの地点で歩道がなくなっている状況でありました。この箇所につきましても、県事業において排水路の一部改修を行い、歩道をつなげたという経緯もございます。

ただ、県道114号線につきましては、制限速度30キロ規制でございます。しかし、通過車両の速度が速いというのも現状でございます。先ほど言われました蟹江町図書館の近隣のところでのゾーン30及び制限速度30キロ規制についての対策といたしまして、通過車両の減速につながる対策といたしまして、蟹江町図書館北側の八幡橋を挟んだ南北の道路、町道学戸33号線でございますが、におきまして、道路のセンターラインの消去、外側線の引き直しを行い、道路外側部の拡幅、カラー舗装を行い、通過車両の減速につながるのではということでも対策を行いました。

そのような対策がこの県道におきまして可能かどうか、今後、警察、道路管理者（愛知県）、また安心安全課と関係機関におきまして検討していきたいと考えております。必要な対策があれば、町といたしましても、いろんな関係機関のほうへ要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。手元に警察庁交通局のゾーン30の概要という資料がありますので、ちょっとこれ読み上げます。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他

の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策ですということであります。

その中で、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせとあるように、時速30キロ規制のみではもう何の対策にもならないことは既に明らかとなっております。歩道がないならつくる。路側帯が狭いなら広げる。そのために車道が狭くなっても、それが地域の住民の安全を守るためなら、それを優先して断行する。そのためにゾーン30というスピード抑制対策が編み出されたはずであります。そのように八幡、学戸、それから新蟹江のあたりは対策されたはずですね。

また、西之森地区の県道114号線の状況を見てみますと、これまで車両の通行を最優先に考えられ、歩行者を初めとする地元住民、いわゆる生身の人間の安全はずっと後回しにされてきたような気がします。どうか地域住民、町民の安心・安全を守るため、警察や県と連携して、前例などにとらわれない抜本的な対策を検討していただきたいと思います。

土地の買収とか、用地が確保できないなら、できないような、いつまでもできないからといって、そこでストップしておくんじゃなくて、できないなら、じゃあ次はどうすればいいんだということで、それで新蟹江から温泉通りまでの線は車道を狭めたわけですけども、そういった前例もあります。いま一度その辺の決意をお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただ、この県道114号線、議員も言われますように、蟹江町から他市町村へと抜ける幹線道路ということもございますので、やはり今、ここで学戸33号線のように車道部分を狭めて外側ということで対策になるのか、あるいは違った対策ができるのか、警察、道路管理者と検討をしながら進めていきたいというふうに考えております。

どちらにしましても、やはり県道114号線、地元町民の方が安心して歩ける道路でなくてはいけませんので、そういうのを踏まえて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。どちらにしましても、蟹江町だけで済むことではないので、そうはっきりと言い切ることはできないと思いますけれども、本当に真剣に検討していただきたいと思っております。

次、2つ目です。

図書館前から温泉通りに接続する、今申し上げたゾーン30、それから30キロ規制をやっていたいただばかりのところなんですけれども、その道路沿線でまた交通事故が発生したことについてお伺いしたいと思います。

これはそのゾーン30、指定された、これは新蟹江地区のほうですね、1号線から南へ入ったところのゾーン30の印であります。それから、これが図書館前から北へ向かって見たとこ

ろです。図書館前の駐車場を過ぎたところから、もうセンターラインが消されて、車道がちょっと狭められました。それで、その分、路側帯が広がって、大分心理的にも安心できるような感じになっておりました。

1つ目、新蟹江小学校区から源氏地区の温泉通りに接続するゾーン30及び制限時速30キロ規制の設定後の効果測定を行政としてされましたでしょうか。もしくは、蟹江警察署にその効果の確認をしましたでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のございましたゾーン30及び制限速度30キロ規制の設定後の検証と効果についてお答えをさせていただきます。

ことしの3月から新蟹江小学校区の一部を交通安全対策のため、蟹江警察署、地元町内会と調整をとりながら、蟹江町で初めてのゾーン30規制を行うとともに、源氏地区の温泉通りまで時速30キロの速度制限と車道を狭める道路改良を行ったところでございます。

ゾーン30整備後の検証につきましては、整備から1年後、来年の4月をめどに蟹江警察署と検証作業を実施する予定でございます。蟹江町も道路管理者として一緒に検証作業を実施したいと考えております。検証を見ながら、警察署と連携し、より効果を上げるための安全対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。そうですね、きちんとどんな効果があるのかというのを、具体的にところまで掘り下げて、ちょっと調査を実施していただけたらなと思っております。そのときには、ぜひ事故があったよということもちょっと、警察ですから知っていますよね。

続きまして、2つ目ですね。

ここですね、その今、事故があったというのは。これが佐屋川で、こちら図書館です。図書館から北へ向かって、こちらが温泉通りになります。佐屋川をまたぐこの小さな橋なんですけれども、ここの南詰めのところの交差点で事故がありました。そのちょっとお話ですね。

この30キロ規制が設定されて半年もたない9月29日に、またしても交通事故が発生しました。しかも今回は、小学校低学年の児童という痛恨の事態であります。確かに道路西側の路側帯が広がり、歩行者は少し安心して歩くことができますし、センターラインがなくなりましたので、すれ違う自動車同士は、そのときは慎重に運転しているようであります。しかし、そこまであります。もはや標識や看板だけでは町民の安全は守れないことがわかりました。

そこで、この付近でこれまでに多数発生している事故の状況は、それぞれその事故の都度違うと思いますが、橋を挟んだ南北の交差点で私が気になっていることを私なりに実験をし

てみました。

この事故に遭遇した児童の背丈が1メートル10センチ、ちょうどこの熊さんの頭が1メートル10センチにしてあります。目の高さが1メートル、大体1メートルぐらいでありました。そういうふうに見てみます。一般的な乗用車の車高を1メートル50センチと仮定しました。この赤いテープの頭ですね。このあたりに仮定しました。ドライバーの目の高さはおよそ1メートル30センチとしてみました。

この現場での実験の結果、小学校低学年児童の背丈では、橋の向こう側の普通自動車を認識できるのは、かなり接近してからであり、反対に、自動車からも同様であると思われます。これがまず自動車の1メートル30センチの高さから見た、撮影したものです。頭が少し、熊さんの顔が少し見えるだけです。こちら、見る角度を変えると、私の姿あるんですけども、全然映っていません。全然見えないという状況になっています。

それから、これ子供の側から車を見たところですね。ちょうど車が通りかかったものから、平面ですと、車の頭がこのぐらいしか見えません。ちょうど上りかかった車を撮影したら、このぐらい、少し屋根が見えるという程度です。

そして、この状況で時速30キロを超えるスピードで走行しておりますと、発見してからこの距離で、さらに下り坂で止まるのは、かなりの反射神経とブレーキ性能が必要と思われます。この際、行政として本気で抜本的な安全対策に取り組まなければ、いずれもっと悲惨な取り返しのつかない交通事故が発生しそうな気がしますが、いかがお考えでしょうか。

例えば、高速道路で眠気覚ましをしましませんが、そこを通ると、どっどっどっどというタイヤが振動して、それで目が覚めるというような仕掛けがあるんですけども、そういったちょっと厚めの横線塗装をしたりとか、スーパーマーケットの駐車場の入り口にあるような、かまぼこ形にちょっと盛り上げた、バンプというんですけども、こういうちょっと厚みの舗装とか、そういったことで、ドライバーに危険箇所を確実に認識してもらえそうな、あるいはスピードを落とさざるを得ないような、事故防止策を講じなければならぬと思いますけれども、この辺、いかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

初めに、安心安全課のほうからソフト対策ということで、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

まず、抜本的な安全対策ということでございますが、先ほど議員のほうからもお話がありました児童の交通事故の概要を、まず初めにお話をさせていただきたいと思います。

蟹江警察署に確認をしたところ、ことしの9月29日午後3時半ごろに、先ほど議員の示されました写真の場所で、図書館方向に南進中の軽自動車と西進歩行中の6歳児童との接触事故があったということで、幸いにして児童は、軽傷であったとお聞きしております。規制後の道路で交通事故が発生したことは、大変残念でなりません。

町の今後の対策といたしまして、歩行者の安全を確保するため、ゾーン30を含め時速30キロの速度制限道路で通行車両に対しまして地元町内会、交通指導員と連携をとりながら、サイン板の掲示等によりドライバーに注意喚起を行い、安全な交通行動へ誘導できるよう交通安全啓発を実施して、規制の効果を高めたいと考えております。また、警察署への取り締まりの要望も行うとともに、交通事故削減に向けて道路改良等の物理的対策も含め、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

道路管理者のほうとして、お答えをさせていただきます。

議員も言われますように、当地区におきましては、本年3月に新蟹江小学校北から周辺がゾーン30、それから緑地区から北に温泉通りに接続する区間が制限速度30キロ規制になりました。指定に伴い八幡橋を挟んだ南北の道路におきまして、安全対策といたしまして道路改良、道路のセンターラインの消去、外側線の引き直しを行い、道路外側部——歩道部の拡幅を図り、歩道部のカラー舗装を行いました。

また、他の対策といたしまして、議員が言われますように、段差というものなんですけれども、スピード抑制の効果のあるスピードバンプというものなんです、かまぼこ状の突起物を設置するというのも検討を行いました。

しかし、道路に突起物を行うということにより、振動や車が弾む音などが昼夜を問わず発生することになります。周辺が閑静な住宅地ということもありますので、そういった振動を生むスピードバンプといった設置につきましては、設置を控えたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

できないということですが、今回のゾーン30及び制限時速30キロ規制の設定に当たっては、ちょうどその1年前に安心安全課、土木農政課、関係町内会長、関係議員が出席して蟹江警察署の担当官から説明を受けました。既にご存じだと思います。そのときは出席者全員が導入を歓迎し、効果を期待していました。本当にああこれはいいなというふうには、これで大分減るだろうというのは本当に思ったんですけども、しかし、結果として、標識や看板だけでは効果は期待できないことがわかりました。そのときの、先ほど読み上げた資料はこれですね。先ほど読み上げた、これがそのときに説明されました。

それで、具体的な対策例が書かれていますので、ゾーン30の中にですね、これをちょっと読んでみます。

ゾーン内の対策、最高速30キロメートル毎時の区域規制の実施、路側帯の設置、拡幅と中央線抹消、物理的デバイス（バンプ）等の設置等による速度抑制や通行禁止等の交通規制の



実施による通過交通の抑制、排除というふうに書かれております。

この中に、警察の資料を参考資料としてバンプ、ぼこっと上がったようなやつも出されておりますので、対象になるのかなと思ってちょっと申し上げたんですけども、どうも騒音がやかましいということなんです、対策例の設置の直接的な速度抑制対策は、本当に必要なんですね、有効と思われま。

それで、余り極端にやると、はねられたり、かえってそれが事故の原因になったりとかという可能性もありますし、高速道路でどどどとやるようなやつを、例えば1本、2本引くとか、そういうことでいろいろ検証してみて、何もやらんうちから、それは難しいと思う、苦情が来るといかにとかという取り越し苦労をするんじゃないかと、とりあえず何かやってみる、何もやらずに、何か重大事故、次の事故が起きることを招くよりも、何かやってみるという考えはどうでしょう。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

先ほど申しあげましたように、突起物につきましたの段差の高さによって、振動だとか音だとかということが閑静な住宅地ということで、先回の改修の中では控えさせていただいたというのが現状でございます。

ただ、先ほども安心安全課のほうからお答えさせていただきましたように、当地区の効果の確認ということは今後行っていきますので、そういった席で速度規制を抑制する他の方法が何かあるとか、地元の方にもこういうものをする、こういう振動がありますよだとかいろいろな情報を共有しながら、次の対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そうですね、本当にいろいろ地元と、私たちも一緒になって協力させていただきますので、地元の方たちとも検討しながら、何かないのかということをやってみたいと思います。

大切な税金を使うんですから、試しにやってみて、それが駄目だった場合はどうするんだとかという話もありますけれども、そうではなくて、やっぱり何か手探りで対策を探してみる、否定的にこれはやったらだめだろう、あれはやったらだめだろうという、どんどんどんどん否定していくのではなくて、積極的に試してみたいというふうがいいんじゃないかなと思います。

いずれにしても、この30キロ規制というのは非常に微妙な数字でありまして、当事者以外の人からすると、時代に逆行するもの、スムーズな流れを妨げるものと受け取られてしまいます。これ実際に私も言われました。しかし、そういう判断をする人たちは、そこには暮らしていないんですね。これらの危険な道路の沿線に暮らす人たちは、日々毎日そこで生活を営んでいます。その人たちは蟹江町民です。蟹江町行政は、蟹江町民の安心・安全を守

る義務と責任があります。どうか町民のための安全に妥協や遠慮することのないよう、管轄を越えて積極的に迅速に対応を図られることをお願いしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

ちょっと時間が早いようですが、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

暫時休憩といたします。午後1時から再開をいたします。

(午前11時44分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

引き続き、安藤洋一君、2問目「一般向け文書は西暦和暦を併記にしましょう」を許可をいたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2問目「一般向け文書は西暦和暦を併記にしましょう」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、関連資料はタブレットにもアップしておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭に申し上げておきます。この質問は西暦、あるいは和暦を否定したりするといったようなものでは一切ありませんので、誤解のないようお願ひします。あくまでも、現代の一般的な社会生活上においての話でありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

再来年、2019年4月30日に天皇陛下が退位され、翌5月の1日から元号が改められることがこの12月1日に決定いたしました。この話題を機会に行政にかかわる不特定多数の一般向け文書の中の年表記について考えてみたいと思います。

まず、最初に確認ですけれども、文書の年表記についてお伺ひしたいと思います。

現在の行政の一般向け文書の中の年の表記に基準とかルールといったようなものはありますでしょうか、ちょっとそこを教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のございました文書の年表記についてお答えをさせていただきます。

現在、行政文書の作成におきまして、法令や当町の条例、規則等に和暦や西暦を使用するように定めた規定はございません。ただし、他の自治体におきまして、独自に公文書の年表記に関する規則等を定めて、年の表記について、原則として元号——いわゆる和暦ですね、を用いるものとする事例はございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

特にそういった規定はないということで、昔からの慣習で来ているのかというふうに思います。

では、本題です。西暦表記、和暦表記についてちょっと進めてまいりたいと思います。

まず、参考の資料なんですけれども、こちらはちょっと中日新聞お借りしまして持ってきました。新聞なんかは、随分以前から西暦和暦が併記されているようであります。ここも西暦和暦、それから社名の下も、ここも西暦和暦が併記されております。これは特に関係ないですね、内容は関係ないです。

何でここを選んだかという、たまたまここにお祭りの記事が大きく出ていたんで、これをちょっと選んだだけなんですけれども、日本固有のお祭り、そういった行事、これに関してももう記事の中にはちゃんと西暦和暦が表記されているんですね。そういう新聞なんかは、そういうふうな状態です。不特定多数の読者を相手にして配慮されているのかなというふうに思いました。

一方、蟹江町が発行する、または発信する、そういう文書はどのようなのでしょうか。まず、資料、こちらはホームページですね、蟹江町のホームページの頭のトップページというんですかね、これを見てみました。細かい項目のところは、ちょこちょこと和暦があるんですけれども、全体的にはこういう西暦で統一されております。特に、西暦と和暦ということに関連づけるような書き方はされておられません。

続いて今度、広報「かにえ」ですね、これ広報「かにえ」の表紙です、これ先月ですね。これはここにちょっと地味で見にくいなんですけれども、西暦と和暦が併記されています。この表紙だけですね。せっかく表紙で併記されているんですけれども、この中身はどうかと思って、中身を見てみますと、もうここには和暦だけですね、どこにも西暦がないですね。せっかく表紙で両方書いてあるんですが、ここにはもう和暦だけです。下のほうのページのところにはちょこっと西暦があるんですけれども、この記事との関連性は何もないということですね、和暦表示のみになっています。

それで、これが広報の最後のページです、裏ですね、一番最後になると、今度突然西暦のみになるんですね。中の記事は和暦のみ、後ろ、最後になってくると西暦のみ、どうも一冊の冊子の統一性がないというのか、一貫性がないんですね。これを読む読者に対する配慮が少し足りないのかなというふうに思われます。

最後のこの資料は、役場の窓口の申請書の一部になります。こちらのほうは、生年月日のほうにちゃんと和暦の昭和、大正、そういったものと、それから西暦で書くのと、どちらでもいいよというような感じが、配慮がうかがわれます。

もうちょっと残念なのは、申請年月日のほうがこれは平成とだけ書かれてあるので、どうせここで西暦を入れるなら、ここも西暦も書けるように配慮があったほうがいいかなと。担当窓口の方がここ記入していただけたということで、このままかなとも思いますけれども、窓口のほうはまずまずという感じですね。

そこで質問です。蟹江町が発行する不特定多数の一般向け文書は、西暦和暦を併記して、誰にでも理解しやすい表記を心がけてはいかがでしょうか。これからは、外国人観光客だけではなく、外国人定住者も増加することが予想されます。また、日本人においても、元号改定による勘違いや混乱なども考えられそうです。そういう方たちにも優しい行政、親切な行政を目指したらいかがでしょうか。

そのために、まずは行政の窓口である広報やホームページでの年表記で、西暦和暦を併記して、理解しやすい優しい行政をお願いしたいと思います。また、併記して記録することにより、将来にわたって世界情勢との関連性などもつかみやすく、いろいろな面で利点があると思われまます。ちょっとした確認ごとで、手帳の後ろの西暦和暦早見表、これの世話になることが少なからずあったことを記憶しております。

一方で、特定の人物に発行される表彰状や公式文書では、これはやはり和暦、元号表記が長年の慣習もあり、ふさわしいように思われまます。

以上、質問にお答え願います。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、西暦和暦の併記についてというところのご質問にお答えをいたします。

現状といたしまして、当町が発出する文書も含め、他の自治体の文書においても、和暦のみを使用している場合がほとんどでございます。西暦を使用することを除外することはございませんけれども、国、地方公共団体等の公的機関の事務については、従来から年の表示については、原則として元号を使用することを慣行としていることも考慮に入れ、今後も公務の統一性を図るため、これまでどおり原則元号を用いていきたいと考えております。

なお、西暦和暦の併記につきましては、今後、国及び他の市町村の動向を注視しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

これまでどおりのことでいきたいということなんですけれども、もうちょっと柔軟にいろんな人に対応して、いろんな人に蟹江町に来てちょうだいというような姿勢があったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

これは12月2日の新元号がこの日に決まりましたという、これも新聞記事なんですけれども、結局元号といっても、それがいつってなると、2019年とかね、こういうふうにもう西暦

に頼るんですね。やっぱり元号が変わるのはいつ、これは西暦であらわすしかないということなんですかね、わかりやすくいくためには。

その上、さっきも申し上げたみたいに公式文書、それから特定の人を相手にしたもの、表彰状とかそういったものは、やっぱりこれまでどおりのことでもいいんですけども、これからいろんな人に向けて発信していく時代に、いや、元号、和暦ですからというんでは、やっぱりまたじゃ早見表を見て、えっと何年だったんだというようなことになってくるんで、ちょっと親切じゃないのかなと思いますので、おいおい、まだ日にちはありますんで、検討していただければいいかなと思います。

言いたいことはこれだけですので、いずれにしましても、この日本においてその歴史の流れを知る上で、西暦と和暦は対をなすものであります。将来、蟹江町の歴史を振り返るときにも、行政発行文書の西暦和暦の併記は理解しやすく、役に立つものと思われまます。そして、何よりも多様化、国際化の波が押し寄せる現代社会の中で、蟹江町もその例外ではありません。蟹江町行政として、人に優しい、わかりやすい対応をお願いして、2問目の質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問5番 松本正美君の1問目「災害発生時における避難所運営について」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、1問目の「災害発生時における避難所運営について」質問させていただきます。

近年は、地震や異常気象による台風、大雨の災害などにより、全国各地に大規模な被害をもたらしております。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき予防、応急、復旧、復興という、あらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。

そして、地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

熊本地震や最近の台風や大雨災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障をもたらすケースが見受けられました。国や県との連携や対口支援の受け入れなど自治体職員は、特に初動期において、多忙を極める状況になるのではないかと考えます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被

災害救助を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないとも思います。

そこで、最初に当町の避難所運営について、町当局へお伺いしたいと思います。

内閣府が公表しております避難所の良好な生活環境の確保の取り組み方針には、避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引（マニュアル）の作成に取り組むことになっております。

近年の災害多発の状況に対しましても、誰にでもわかりやすい避難所運営マニュアルの作成が求められていますが、当町の避難所運営のマニュアル作成は重要な取り組みの一つであります。当町の避難所の良好な生活環境の確保をするための運営基準や、その取り組み方法が誰でも避難所を立ち上げることができるような手引（マニュアル）の作成については、どのような考えで取り組んでみえるのか、まずお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今ご質問のありました避難所立ち上げのための手引（マニュアル）の作成についてお答えをさせていただきます。

蟹江町の避難所運営マニュアルは、愛知県避難所運営マニュアルを参考として、平成27年度に作成をいたしました。これをもとに、平成28年度蟹江町総合防災訓練では学戸小学校体育館において、平成29年度蟹江町地域防災訓練では新蟹江小学校の体育館において、それぞれ小学校区の町内会による避難所設営訓練を実施したところでございます。

これらの訓練を通して、地域住民の方が速やかに避難所を開設・運営でき、より良好な避難所生活ができるよう、マニュアルの改良を積み重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長のほうから、訓練を通して地域の住民の方がよりよい環境のもとで避難生活ができるように進めて、取り組んでいきたいというお話であります。今回、東日本大震災だとか大災害では、今後、町の避難所関係職員も被災することも考えておかなければいけないかなど、このように私は思っております。現在、県のマニュアル、先ほどもお話がありましたように、参考に町は作成をされた、このようにお話をされてみえました。だから、もし町の職員の方、また関係者の方が被災されたときに、本当に誰でも避難所運営ができるような体制というのは大事だと思います。

そういう意味で、今、町作成のマニュアルですね、その災害時の誰でも避難ができる、そういう立ち上げができるということができるよう、町作成のマニュアルのちょっと内容がわかれば、次長だったらわかってみえると思いますので、ちょっと簡単にお問い合わせいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、蟹江町が作成いたしました避難所運営マニュアルの内容でございますが、先ほど議員が言われましたとおり、誰でも避難所を開設できるようにということで、まず時系列で内容が書かれております。それから、実際に避難所で使うような掲示物とか、それから配布物、こういったものも、そのマニュアルの中に入れてありまして、実際に使うときに、その掲示物なんかを直接そのマニュアルから外していただいて張ることができるようになっております。

それから、健康管理のためのリーフレットとか、そういったものも、そのマニュアルの中に入れてございますので、どなたでも使えるようなマニュアルにはなっておりますが、やはり訓練も兼ねて、より使いやすいような方向に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

みんなどなたでも使えるようなマニュアルになっていると、そういうことでありますが、今後、今先ほどもお話しありましたように、避難訓練というのは非常に大事なことであります。

そういう意味では、町が作成している避難マニュアル、これは各町内会の自主防災の責任者には渡つとるでしょうかね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

平成27年度末に作成いたしまして、平成28年度に、各避難所のほうへ配布させていただいております。被災されて地域の方が避難された場合に、その避難所にあるマニュアルを見て活動していただくという形になっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

避難所の窓口に置いてあるということですね。

実は、町内会の役員の方から、避難所運営マニュアルについては、町内会単位で地域でも取り組みに課題があるということをお話をされてみえました。それで、避難所運営マニュアルがあると、地域で行うそうした訓練の中でも、事前に避難所の開設や運営についても、課題や問題点についても話し合いができるのではないかと、そしてそういう意味では参考にもなるのではないかとという要望を伺いました。

そういう意味で、各町内会の自主防災責任者のもとには、こういったマニュアルが手元にあると、そういった訓練のときに非常に参考になるのではないかとという趣旨のお話をいただいております。この点についてはどうでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、お話のありましたとおり、各町内会長さんたちに、配布させていただくことによって、

内容を事前に確認していただいて、いざというときに使っていただけるようにということで、早目にお渡しできるようにしたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか自主防災の責任者のもとには届くように、ひとつよろしく願いいたします。

次に、内閣府が公表している避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっています。当町では、災害発生時の初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっていますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

また、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっております。避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目的を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要であります。

避難者による自主的な運営に移行するためには、被災前の地域社会の組織やNPOやボランティア等の協力を得るなどして、地域コミュニティーの維持に配慮した運営になるよう支援することが求められていますが、当局はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、始めに避難所運営の代表者の選任及び運営組織についてお答えをさせていただきます。

蟹江町地域防災計画及び蟹江町避難所運営マニュアルにおきまして、避難所の運営は、町内会、自主防災会等を中心とした地域住民を主体として設立された避難所運営委員会により運営されることとなっております。

昨年度から小学校区単位の町内会長を初めとした町内会役員を主体とした設置訓練を実施しているところでございまして、避難所運営委員会の委員長は、各学区代表の嘱託員さんに当たっていただくのが望ましいと考えておるところでございます。

次に、避難者による自主的運営への移行支援についてのお答えをさせていただきます。

熊本地震の教訓から、避難所は設立から避難者の主体である地域住民によって運営されるよう日ごろから住民の訓練を重ねなければならないと、内閣府から指導をいただいております。

発災直後は、避難所派遣職員、地域住民、学校関係者と協力し合い避難所を開設し、避難所運営委員会設置後は、地域住民による避難所の運営が円滑にできるよう、町職員は災害対策本部と避難所との調整等、後方支援的役目を行う予定となっております。

災害時にはスムーズに地域住民による避難所の開設及び設営ができるよう、今後も避難所設営訓練を続けていきたいと考えております。



以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今先ほど次長が話しされたように、代表者は学区の代表の委託員さんということによろしいですね。

いつ災害が起きるかわからないわけですが、そういったことに対応できるマニュアルの作成をするだけではなく、やっぱり平時からの避難所の運営責任者に対しても、研修、地域住民も参加する一定の学習とか、訓練も行われていることが重要ではないかなと、この辺を思いますが、避難所の運営に当たりまして、一定の学習、訓練、そういったことはどのようにされているかをお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

避難所の運営に対する学習等でございますが、昨年度は、各町内会の会長さん含め役員さんに、各町内会から2名から3名ほど出席いただきまして、HUGという避難所運営の図上訓練を行わせていただきました。そういった訓練を行うことによって、避難所の課題とか、そういったものが非常にわかりやすい訓練となっておりますので、今後も継続して、そういった訓練を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長のほうからお話がありました避難所の運営、訓練ということで、HUGの運営ゲームを行っているということでありました。一応、町内会長さんとか、そういう代表の方が勉強をされたと思うわけなんですけれども、HUGのゲームの取り組みというのは、避難所運営に対する課題、そうした問題点に対しては非常に参考になると思うわけなんです。だから、そういう意味で今後、避難所運営ゲームHUGの推進を各町内にも広がるような、そういう取り組み、推進に取り組んでいただきたいなど、このように思うわけなんです。この点はどうか、お聞きしたいと思います。

また、災害時にスムーズに避難所の開設・運営ができるように、日ごろから訓練を行っていかなくてはならないわけなんですけれども、町内会によっても、避難訓練の温度差があるわけですね。そういった温度差を解消させるための取り組みは、今後どのように考えてみえるか、この2つちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、まず1点目でございますが、各町内会でHUGの取り組みの推進ということでございますが、今、各町内会で、防災学習会というものを町から呼びかけてやっていただいているところでございます。ただ、そういった中で、講習会の中で、そういったHUGを取

り入れてはいきたいなと思っているところでございます。

ただ、松本議員が言われましたとおり、町内会によっては温度差がございますので、今後、今年度から実施しております自主防災会の会長会議を、ことしはもう既に2回やってございますので、その中で、それぞれの町内会へこういった訓練の取り入れということで推進をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ推進のほうを図っていただきたいと思うわけなんですけれども、それと、やっぱりスムーズに避難所運営、そういった開設ができる進め方といたしまして、自主的な運営への移行支援としてNPOだとか、そうしたまたボランティアの協力は欠かせないと思うわけですね。

だから、そういう意味ではNPOさんだとか、ボランティア等の協力、そうした取り組み、今後、協働の取り組みといいますけれども、こうした取り組みをどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今ご質問のございました避難所がスムーズに設営できるように、運営できるようにということで、NPOとかボランティアとの連携でございますが、今後は、避難所の運営訓練は、各学区または各町内会でも、いろいろ取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

その中で、それぞれのNPOであったり、防災ボランティアの関係の団体あたりにも、ぜひご参加をいただいて訓練を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、やっぱりこういったボランティアだとか、NPOの団体というのは、日ごろから顔の見える、そういう取り組みをやっていないと、いざというときには、やっぱりこういう動きができないんじゃないかなと思いますので、日ごろから、こういったNPO、ボランティアとの取り組みをしっかりと取り組んでいただけるような、そういった取り組みをひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますので、お願ひいたします。

次に、近年は、各地に台風による大規模な大雨災害が発生をしておるところであります。現状を考えると、一定の期間を避難所で生活することを考えなければならないのではないかと思います。そのときの運営はどうするのか、さまざまな不安を感じる方も多いのではないかと考えます。また、運営マニュアルがあっても、周知徹底がされていなければ、職員といえども、的確に行動ができないことも考えられるのであります。

昨年の台風10号で被災いたしました岩手県の岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備さ

れていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わっていました。被災者のために行った行動とはいえ、このことは円滑な災害対策に影響を及ぼしかねないことでもあり、当町においても、地域防災計画にのっとった避難所運営や災害対応の取り組みなど、地域防災計画の中の防災運営マニュアルに基づき、災害発生時の職員の動きを再度点検することが求められております。

特に初動期においては、国や県と連携や支援の受け入れなど、職員は多忙を極めます。その際に事情はあるにせよ、職員が避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないのであります。

当町においても、地域防災計画の中で、防災運営マニュアルに基づき災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、このことについてはどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ただいまご質問のありました災害発生時の職員の行動の再点検ということで、お答えをさせていただきます。

蟹江町業務継続計画に基づき、限られた職員で効果的に本来実施しなければならない業務に専念できるよう、平成28年度より地域住民と一体となって避難所設営訓練、避難所運営ゲーム等の訓練を行うことにより、避難所の設立・運営能力を向上させるとともに、避難所運営における問題点の洗い出し等を行っておるところでございます。また、災害対策本部の図上訓練を実施することにより、災害発生時の職員の災害対応能力の向上を図るとともに、初動態勢のあり方についても見直しを行っておるところでございます。

これらの訓練等を通じ、関連マニュアルの検証を重ね、更新を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長から訓練を通して職員の初動態勢のマニュアルの更新を重ねていきたいということで、そうした面での点検を続けていきたいということ、これは大事なことでありますので、ぜひ続けていっていただきたいなとこのように思います。

ここでちょっと聞きたいのは、最近の災害はいつ起きてもおかしくない状況にあるわけなんですけれども、初動態勢の取り組みは大変重要であります。災害発生時に職員の初動態勢マニュアルがあっても、周知徹底がされていなければ、職員といえども、的確に行動ができないことも考えておかなければならないわけでありましたが、このことから、職員の初動態勢における発災直後の情報の収集体制の強化なども、確認や日ごろから初動態勢が的確に行動できるよう周知徹底していくことも重要だと思っておりますが、この点でわかれば教えていただき

たいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、ご質問のございました発災時の情報収集の件でございますが、先ほどご答弁させていただきました災害対策本部の図上訓練、これも昨年度から行っておる訓練でございます、災害対策本部員を含めた情報収集のあり方、そしてその情報収集に対して、災害対策本部員がどういうふうに指示をしたり、行動をするのかというような図上訓練を行っております。こういった訓練によって、発災時に適切な対応ができると考えておるところでございます。以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか今、次長が言われたように、情報の収集体制の訓練を通して行っていくということですので、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、熊本地震では最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣の受け入れをいたしました。内閣府の避難所運営等の基本方針によりますと、被災者ニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織するとありますが、蟹江町では避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、避難所の災害支援班についてお答えをさせていただきます。

蟹江町地域防災計画では、避難所の支援等は民生対策部が対応することとなっておりますが、避難所運営での課題等を考えますと、部局を越えた対応も必要となってくるため、横断的な対応ができる体制を今後、検討してまいりたいと思います。

また、ボランティアの派遣調整等につきましては、協定により蟹江町社会福祉協議会が学戸ふれあいプラザに災害ボランティアセンターを開設し、地域協力団体の協力を受け、ボランティアの受け入れを行うとともに、所要に応じたボランティアの派遣を行うこととなっております。また、県の災害対策本部に設置される広域ボランティア支援本部の支援を受けることにより、ニーズに合ったボランティアの応援を得る計画となっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

一応基本的には民生部が取り組むということで、支援班というのはないということでしょうか。

支援班がないということで、特に、民生部が対策、今先ほどお話がありましたように、避難所の全員の管理を行っていくということだそうですので、それで、ただですね、災害時における要支援者、こういった方々の支援の対応、これはどこも今まで災害あったときに、要

配慮者の支援の対応がまずかったという、そういったお話をよく多く聞くわけなんですけれども、こういった要配慮者支援の対応についても、避難者の健康対策維持というのは、非常に難しい取り組みだと思うわけなんですけれども、特に、こういった健康維持について行政職員だけでなく、本当に福祉だとか、保健だとか、医療とか、そういった専門職との対応、連携はどのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、避難所におきます要支援者等の福祉とか、医療とか、そういったものの対応でございますが、実際今、避難所では本当にさまざまな方がいろんな事情で、避難されて生活をされるということになるわけでございますが、そういった中で、そういった要支援者の方につきましては、健康管理ということになりますと、保健師さんを避難所へ派遣して対応していただくとか、あとは民生委員さんにも、避難所のほうへ行っていただいて、そういった避難者のニーズを確認していただくとか、そういったことで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

一番重要なところですので、避難所運営の中で、特にこういった要配慮者を支援していく上においても、いろんなさまざまな意見があると思うわけなんですけれども、こういった一つ一つの対応に対しても、そういう意味では、避難所支援班というのは必要ではないかなと、このように私は思いますが、こうしたことを今後、取り組んでいっていただきたいなと思うわけなんですけれども、どのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今ご質問の避難所支援班の今後、設置するかどうかというお話でございますが、来年度、機構改革もございますので、その中で、町の職員の初動マニュアルも含めて、今一度ちょっと見直さなければいけないなと思っているところでございます。

そういった中で、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、いろんな避難所では民生部だけの対応というのは、非常に難しいところがございますので、横断的に町全体が対応できるような組織づくりといたしますか、そういった体制づくりをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

民生部だけでは大変だと思いますので、しっかりまた横断的に取り組んでいけるような取り組みをひとつよろしく願いいたします。

次に、東日本大震災や熊本地震などの過去の災害では、多くの女性が大変なストレスを抱えながら、避難生活を余儀なくされたと聞きます。女性のために支援に当たられた方の声に、女性特有の健康問題に対する情報の提供の少なさや清潔維持の困難や授乳の場所がなかったとも聞きます。また、子供の泣き声で迷惑をかけているのではないかと気を使う場面もあったと聞きます。また、ニーズに合わせた物資の不足などの課題など、避難所での多くの問題点が求められておりました。このことから、避難所での女性に必要な物資や衛生、プライバシー等に関する意見を反映させるようにすることも必要ではないかと思えます。

その後、全国的にもこうした女性の声が届くようになり、各市町村の自治体の防災会議等にも女性の委員が登用され、女性の声が届くようになり改善をされているとも聞いております。蟹江町では、これまでも私も本会議の中で、防災会議の中に女性の委員をふやしていただきたいと要望してまいりました。

現代、蟹江町の防災会議の委員が会長のほか15人の委員がいる中、その中でも女性の委員は1名と聞いていますが、周辺の市町村では2、3名は見えると聞きます。避難所の持ち出し品や避難所での対応など、男性には気づかないことが多くあります。住民の防災意識を高めるためにも、私は防災会議に女性の参画が少ないのではないかと、このように思っております。

蟹江町でも住民の防災意識を高めるためにも、防災会議に女性の参画が求められております。防災対策については、男女参画の視点からも、男女が一緒になって防災・減災対策の課題に取り組むことが重要だと私は考えております。女性の避難所の課題解決に向けて、その後、防災会議に女性の委員をふやすことについて検討されたのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、防災会議の女性委員の増員についてお答えをさせていただきます。

蟹江町防災会議条例では、防災会議委員は会長及び委員15名以内をもって組織すると定められております。現在の防災委員数は、条例定数いっぱいになってございます。

過去の災害時の避難所では、女性であるがゆえの不便、不利益、性的犯罪の被害等が問題となっております。問題の解決には女性の視点、ニーズを反映した避難所の運営及び資機材整備が必要であり、女性の防災委員の増員も含めた発災時の避難所運営に積極的に参加していただく人材育成が重要と考えております。

来年度から、女性の防災委員を1名から2名体制に検討中であり、避難所運営訓練につきましても、女性の参加を地域へ働きかけたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

ここでちょっと町長のほうにお伺いしたいと思います。

来年度から女性の防災委員を1名から2名ぐらいは増やしていきたいと、検討していきたいということですが、防災・減災対策の課題に取り組むためには、蟹江町にも女性の委員を3名以上は確保していただきたいと、このように思います。東日本大震災の発災から6年と8カ月がたちました。被災地では、いまだに約8万人の方が仮設住宅での生活を余儀なくされております。被災者、被災地のニーズは多様化し、被災者、被災地に寄り添ったきめ細かい支援が求められております。

防災・減災対策を前進させるためにも、地域に女性がかかわる防災対策が重要であります。その中でも、女性は防災の主体的な担い手でもあります。地域の防災力向上にも、当町が示す蟹江町男女共同参画プランの計画を踏まえ、蟹江町の防災会議での女性の割合を着実に増やす取り組みを進めるべきではないかと、このように思っておりますが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、防災会議への女性委員の増員についてというのが質問の趣旨でございましたが、今、松本議員、そのほかに、防災管理について意識向上のために女性をとすることは、十分我々も考えてございます。特に、男女共同参画ということでありませんが、地域の地域力の防災力を高めるための192人のいわゆる蟹江町の消防団員、その中にも女性団員も、実はもう今増やしてございますし、来年度は初めて女性消防職員が誕生するのではないかと期待感も実は持っているわけでありまして、まずはそういう官の体制をしっかりとやるということも一つあります。

それから、防災会議の中での検討ということで、今、実は来年度、何とか1人増やそうという考え方を持っているのは事実でありますので、やっぱり女性の力というのは、その地域にとってやっぱり重要な戦力にもなりますし、いざとなったときのやっぱりきめ細かい配慮も、女性ならではの配慮もできるということも考えてございますので、しっかりそのところは注視をして、前へ進めてまいりたいというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

次に、熊本地震では指定避難所に多くの方が避難されましたが、動きが緩慢であったり、わずかな段差で転倒しやすい高齢者もたくさんいらっしゃいました。また、ふだんは車椅子で自立した生活をした人がわずかな段差があるために避難所にも入れない、そのことから、避難所に行くことを諦める人も多くおりました。

自助、共助も重要な考え方ですが、健常者の手をかりることを前提とした建物の構造では避難所で過ごせない人など、要援護者をつくり出してしまうことになってしまいます。指定避難所には地域からの多くの方が避難してくることが想定されますが、特に体育館などの大きな空間にいと、自分の位置を把握することが困難な視覚障害者にとっては、非常に

過ぎにくいこともあります。

東日本大震災や熊本地震では、自分の位置がわからないことでトイレの場所がわからなくて、他の人に介護を頼めずに我慢をしてしまうことも多くありました。トイレの使用方法についても、電気の位置や流し方がわからない、また流すこともできず、備えつけの袋に紙を入れる等避難所もあり、視覚障害者にとっては大変利用しにくいトイレが多くありました。当町の災害時における指定避難所のバリアフリー化が求められていますが、高齢者や障害者、妊婦の方が安心して避難できる避難所のバリアフリー化に取り組むことは重要であります。避難所のバリアフリー化に関しましては、現状の認識として、不特定多数が利用する場合の施設として今後、検討すべきではないかと思えます。

また、当町には福祉避難所が設置されていますが、災害が起きたときや緊急事態に対応できる福祉避難所は、今のままでは数が足りないのではないかと思います。今後、福祉避難所を増やす考えはないか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました避難所のバリアフリー化と、もう一点でございますが、福祉避難所の確保についてお答えをさせていただきます。

福祉避難所の確保につきましては、平成27年度にカリヨンの郷とセーヌ蟹江と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。この協定によって、高齢者や障害のある方など、避難所での避難生活に困難を来す方の支援が可能となりました。ただし、大規模災害時には、協定した3施設で全ての要配慮者を受け入れることができない場合もありますので、現在、小・中学校等の指定避難所においても、避難所の入り口にスロープを設置し、バリアフリーとするとともに車椅子用トイレ、介護食、紙おむつなど、要配慮者の方の避難生活を支援するために必要な整備を順次進め、福祉避難スペースを確保しているところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長からお話があったんですけれども、学校等の指定避難場所には福祉のスペースをつくってきたいということで、今、取り組んで前へ進めているということでもあります。特に、学校における体育館ですけれども、指定避難所になっているわけなんですけれども、特に私も今までもいろいろと学校の施設のことで、洋式トイレの整備はどうなっているかということをしよっちゅうお聞きしているんですけれども、この指定避難所になっている体育館の洋式トイレの整備は終わっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、体育館の洋式トイレの整備のご質問でございますが、現在、小・中学校におきまして、



和式トイレを洋式トイレに順次かえてみえるところがございます。小・中学校のトイレ数が合わせて371カ所ございまして、そのうち洋式トイレが145カ所でございます。体育館の洋式トイレ数でございますが、トイレのある体育館につきましては、2ないし3の洋式トイレが設置してございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

洋式トイレにも取り組んではみえるわけなんですけれども、特に体育館のほうはまだちょっと少ないのではないかなと、このように思うんですけれども、特に、学校の体育館には障害者の方だとか、高齢者ももちろんそうなんですけれども、妊婦の方だとかそういった要配慮者の方がどっと詰めかけてみえるんじゃないかなと、災害時には、そういった意味では、洋式トイレのこうした設備も、しっかり取り組んでいただきたいなど、このように思いますので、この点もよろしくお願ひしたいと思ひますが……。

それでもう一つは、福祉避難スペースを確保する中で、特に東日本大震災、熊本大地震でも、視覚障害者の方にとっては非常に避難しにくい、利用しにくい、そうした場所でもありました。また、お年寄りや妊婦の方が床の上に寝たということによりまして体調を崩したという、そういうお話も多く聞いております。

そういう意味で、避難所のスペースの確保の中で、やっぱりいろんな取り組みをされています。車椅子、スロープ、そうした取り組みもやられているわけなんですけれども、特に、簡易ベッドの確保ということは、今までも取り組んではみえると思うんですけれども、数的にどのぐらい今あるのか、ちょっとお聞きしたいなと思ひます。それを含めて、お話しただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

初めに、避難所の視覚障害者への対応ということで、まず視覚障害者の方は、非常に移動が困難であるということで、避難所の中でも、トイレに移動が比較的容易な場所で生活していただくという形になるかと思ひます。

また、避難所生活でも情報につきましては、極力放送設備等を使用して避難所での情報がよりわかりやすいようにということで、配慮が必要であると考えます。また、避難所での本人さんのニーズを把握して、避難所の責任者の方へお伝えをするとともに、周囲の方に協力をお願いして、支援できる体制を整える必要があると考えております。

あともう一点、簡易ベッドの数でございますが、今、要配慮者のための簡易ベッドということで、小・中学校とか中央公民館などに、順次各避難所に6台ずつ簡易ベッドを整備しておるところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

いろいろと取り組んではおみえなんですけれども、特にこういった視覚障害者の方の支援もしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

そして、簡易ベッドの確保もまだまだこれからじゃないかなと、このように思っておりますので、こうした皆さんの要望に応えられるようなそうした取り組みを、いざ災害があつて避難したときに、じかの上に寝なきゃいけないという、そういうことで体調を壊してしまったということがないように、しっかりこうしたことも事前に取り組んでいただきたいなと、このように思います。

それで、町長に最後、これお聞きしたいんですけれども、先ほど言いました緊急避難時での福祉避難所の数、今先ほどお話があったわけなんですけれども、今後増やしていくという方向はあるのかなのか、ちょっとそうしたところをお聞かせ願いたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、ご答弁を差し上げました平成27年度には2カ所ということであります。先方さんのお許しをいただければ、蟹江町の施設、今、名前はちょっと申し上げられませんが、願うことになるというふうに思っております。

また、先ほどの簡易ベッドのお話でありますけれども、簡易ベッドを置けるスペースがあれば、当然簡易ベッドもどんどんやれるだけの範囲は、これから置いていきたいと思うんですが、先般訓練のときに、新蟹江小学校、町民の皆さんに見ていただきましたが、空気を入れるマットを常備できれば、空気を抜けば、当然スペース的にも非常に楽ですし、入れればマットになりますので、そういう方法もできるだけ多用して行って、数を増やしていきたいなというふうに思っております。

福祉避難所につきましては、おいおいまたお話をさせていただくときがあると思いますが、またあれば、こちらのほうも積極的に申し入れをしていきたいと、現在では考えてございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

蟹江町の災害が発生したときに、本当にみんなしてしっかりと取り組んでいけるように、私もしっかり防災リーダーとして頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。しっかり蟹江町の防災・減災対策が前に進むように、町当局のほうももしっかり取り組んでいただいて、地域での訓練もしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「安定的な水の供給の確保について」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

続きまして、1番 公明党の松本正美でございます。

2番目の質問の「安定的な水の供給の確保について」質問をさせていただきます。

現在、我が国の水道は97.8%の普及率に達し、水道は国民生活の基盤として必要不可欠なものとなっております。今後、人口減少社会が到来し、今から約40年後、日本の人口は8,600万人程度になると推計をされているところであります。

それに伴い、水需要も約4割減少すると言われており、給水量の減少は直接料金収入の減少につながるなど、特に小規模な水道事業者の経営状況の急激な悪化が懸念をされております。

国は2017年3月に水道法改正の閣議決定が行われ、通常国会でも水道法改正施行を目指しておるところであります。水道法の改正の主なポイントといたしまして、広域連携の推進や水道台帳の整備などで適切な資産の管理の推進が求められているところであります。また、持続可能な水道料金の設定や指定給水装置工事事業者制度にも更新制を導入する等々、挙げられているところであります。

国では、現在、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のため、生活密着型インフラ整備を推進しているところであります。

平成29年度水道施設整備予算には、全国自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されています。そのための予算といたしまして、水道施設の水質安全対策、耐震化対策として355億円が計上されているところであります。これは前年度より20億円の増額であり、従前に増して水道管の補修や改修を担う地域の中小規模事業者にも経済波及効果が及ぶことが期待をされているところであります。

当町でも、上水道の供給は100%となっており、人口規模に応じた適切な水道水の供給体制は整ってきていますが、今後さらに安定した安全な水の供給を行うためには、施設の耐用年数を踏まえた計画的な維持補修や機能更新を進めることが求められているところであります。

そこで、安定的な水の供給を確保するために、水道事業の現状と将来の見通しについてお伺いをしていきたいと思っております。

高度経済成長時代に急速に整備されました水道施設は老朽化が進み、大規模な更新時期を迎えようとしているところであります。厚生労働省が平成16年に作成いたしましたビジョンにおいても、安定、持続、長期的な目標を示していましたが、施設の更新、資金の確保の取り組みが十分ではないと分析した結果、平成20年7月に水道ビジョンを改正をいたしました。

中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の改築更新や維持、管理、運営、資金確保の方策を進めるとともに、改築や更新のために必要な費用負担について、利用者の理解を得るための情報の提供のあり方など、具体的な検討を推進すると明記されているところであります。

ます。国は広域連携や適切な資産管理、持続可能な水道料金の設定を進めるため、水道法の改正を目指しています。

このような流れの中で、私たちの住む蟹江町の水道事業の現状と将来の見通しの中で、1点目に、水道施設の資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況について、お伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

質問のありました水道台帳の整備状況についてお答えいたします。

水道台帳は、水道事業を経営するに当たっては、水道法に基づく厚生労働大臣の認可を要し、認可の際には水道台帳の整備が必要となっております。蟹江町水道事業におきましても、事業認可申請及び変更の際に水道台帳の整備、更新を行っております。

なお、平成28年8月、厚生労働省が水道法改正に伴い、施設資産のデータ化を図る水道施設台帳の整備を義務化するとの方針の中で、現在、当町においては、浄水場及び管路の二元によるデータ管理システムを運用しておりますが、これが水道施設台帳に該当しております。

浄水場管理システムは、工業計器や配水池などの施設全般の管理、管路システムは年代別の布設状況についての管路・管網状況や資産管理を行い、地図情報システムを利用し、データの更新などを行っております。

今後は、耐震対策や老朽化対策の効率化、資産管理との連携を目的に施設と管路を一元管理ができるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

蟹江町におきましては、水道台帳はデータ管理システムによって、それで水道台帳に代えているということで、水道台帳としての取り組みというか、そういうのはまた別に考えて、今はできていないということよろしいですかね、水道台帳としては。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

先ほどのご質問のことなんですが、実は水道台帳というのは、水道台帳と水道施設台帳というのは基本的に異なっておりまして、水道事業を立ち上げたときに、水道台帳は整備しないといけないということで、蟹江町の水道事業、公営企業立ち上げた時点での水道台帳という、そういう正式な名称の台帳は整備されておるわけなんです。

それで、今回、特に厚生労働省が義務化をやるというのは、いわゆる施設台帳でございます。施設台帳の特に重要な部分は、これをデータ化して台帳化しろということになっております。

ですので、まだ二元管理でございますが、基本的には、水道施設台帳はもう整備されているということでご理解いただければ結構でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

じゃ、水道台帳は整備されておるといふ考え方でよろしいということでもありますね。

(「はい」の声あり)

はい、わかりました。

次に、2点目、日本の水インフラは、高度経済成長の1970年代に急速に整備がされました。今後、一気に老朽化の波が押し寄せてくると言われているところあります。これまで整備された水道は、その施設の老朽化が進行し、これまでの施設投資額の約6割を占め、水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいない状況であります。

全国の管路更新率は0.76%と言われております。このままのペースでいくと、全ての更新をするまでに130年はかかると言われています。また、当町の浄水場などから供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量を示す有収水量の割合を示す数値有収率は、28年度決算でいくと92.6%で、前年度と比較すると、1.7%の減となっております。このことから、漏水調査及び計画的な老朽管の布設がえや給配水施設等の整備の充実を積極的に図るよう、町監査委員さんからも指摘が出されておりました。

そこで、1つ目に、水道管路は法定耐用年数が40年であると言われており、高度経済成長期に整備されました施設の更新が進まないため、老朽化はますます進むと言われておるところであります。蟹江町の水道管路更新率は何%なのか、また水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要な鉛管、アスベスト管の石綿セメント管の交換は終えているのか、お聞きしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

質問のありました水道管路の更新率及び鉛管、アスベスト管についてお答えいたします。

まず、水道管更新率は何%かという質問ですが、平成28年度末現在、水道管の総延長は約203キロでございます。総延長に占める老朽管延長は78キロで、年間2キロから3キロメートルの布設替えを行っております。管路の更新率は、水道統計で1.49%となっております。

次に、至急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換を終えているかというご質問ですが、現在、水道課にて認識している鉛管はございません。アスベスト管におきましては、以前議会で埋設されているアスベスト管はないと報告させていただいたこともございますが、その後、約60メートルの埋設が確認されましたので、今年度委託設計を発注しており、布設替え計画を立て、早期に布設替えを行う予定です。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。水道管の更新率ですけれども、何%かということで、今、平成28年度末には230キロメートルですかね。

(「203キロ」の声あり)

203キロですね。それに対して78キロということですか。

(「老朽管が78キロ」の声あり)

老朽管がね。

だから、そういう意味では、まだまだこれからだと思いますので、しっかり対応をしていただきたいと思います。

それと、アスベスト管のほうに対しても、まだ少し残っているということで、今回、それを取り組みをされているということでもよろしいでしょうか。しっかりと取り組んでいただきたいと思いますなど、このように思います。

今後、こうした老朽化した水道管路の更新のやっぱり優先順位はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

ただいまのご質問でございますが、私どもが考えているのはまず避難所ですね、舟入、新蟹江、須西小、あと南保育所などの避難所への給水体制の確立を図るため、耐震化と口径拡大を図るということをまず優先的に考えております。

第2点に、その他重要な管路の老朽管の布設替えを行うということで考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

老朽管の布設替えもしっかり推進をしていただきたいと思いますと思うわけなんですけれども、特に漏水の場合、最近よく聞くわけなんですけれども、町内会でも。蛇口のついた消火栓、これの漏水がうちの町内でも見つかったことがあるんですけれども、ほかでもちょこちょこ聞きますが、こうした漏水が発生した場合、消火栓の取り出し管の点検・更新は実施はされておると思うんですけれども、どのようにされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

ご質問のありました消火栓の更新、点検、修理についてお答えさせていただきます。

こちらのほうは、本来消防さんのほうの管轄になっておりますが、そちらのほうから資料をいただきましたので、私が答弁させていただきます。

まず、現在、蟹江町内に65ミリの消火栓が815基、40ミリの消火栓が187基ございます。今、松本議員が指摘された簡易のものは、この40ミリというほうに当たると思います。その調査・点検につきましては、65ミリ消火栓については年4回、40ミリ消火栓は年1回、特に8月の防災訓練前に調査を実施しているということでございます。

消火栓の更新は、定期的実施をしております地理水利調査等で老朽化、破損、修理、交換が必要であれば、消火栓本体、ふた及び枠などを新しいものに交換、または一式全てを交換し、更新をしております。

また、例えば下水道工事のようなものがあるということになりますと、下水道工事や例えば水道管を延長しますよというような情報を水道課からいただければ、その現地を調査し、必要と判断すれば、更新や増設を行っているということでございます。さらに、町内会や住民の方から漏水等の情報を寄せられたときなどは、水道と消防が現地に出向き、対応を行っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

漏水対策ということですので、しっかりまたこれも取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目でございますが、水道施設の更新、耐震化が適切に実施されていなければ、安全な水を安定的に供給できないだけではなく、さきの東日本大震災や平成28年度熊本地震における状況では、耐震化の必要性が表面化いたしておりました。熊本地震における状況に照らしてみても、大規模災害時において断水が長期化し、市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。当町の水道施設の耐震化率は、どのようになっているのか。また、熊本地震では老朽化した、耐震化が今まだ対応できていない水道管が損壊し、県内で最大43万2,000棟が断水をいたしました。復旧には相当の時間を要し、避難生活にも支障が生じたと言われております。

このことから、昨年の熊本地震では耐震化の必要性が表面化しておるところであります。緊急災害時において、水が安定的に確保できるかが重要な課題でもあります。災害時での水の安定確保のためにも、施設の維持管理に重点を置いた対策が求められております。

管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように考えているのか。また、災害時においても、飲み水などのライフラインを確保することは重要な課題であります。災害発生直後の給水を確実にできるように、バックアップ体制や応急対策の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

質問のありました当町の水道施設の耐震化及び災害発生直後の給水を確実にできるバックアップ体制や応急対策についてお答えいたします。

まず、当町の水道施設の耐震化はどうかという質問ですが、浄水場の施設におきましては、平成16年度に水道施設老朽化耐震診断を行い、補強工事は既に済んでおります。配水管につきましては、平成22年度に管路耐震化計画を策定し、順次布設替えを行っておりますが、現在のところ、口径75ミリ以上の基幹管路35.6キロに対し、耐震管延長は5.6キロで耐震化率は15.2%となっております。先ほども申しましたが、今後も重要性の高い順に耐震管へ布設替えを行ってまいります。

次に、管の継ぎ手に伸縮性を持たせる耐震化をどのように考えているかというご質問でござ

ございますが、現在、口径150ミリ以下の水道管には、耐震性のすぐれたポリエチレン管を使用しております。なお、この管自体は柔軟性、可とう性を兼ね備えており、継ぎ手には離脱しない構造の部品を使用しております。また橋梁など構造物の前後には、伸縮性可とう管という継ぎ手部材を設置しております。今後も耐震性のすぐれた管材の使用を検討したいと考えております。

次に、災害発生直後の給水を確実にできるバックアップ体制や応急対策の取り組みについてでございますが、現在、浄水場の配水池には、震度5弱以上の揺れで自動的に送水を遮断する緊急遮断弁が2基設置されております。そのときの貯水状況にもよりますが、最低2,500立米から最高3,000立米ほどの水が確保できる見込みでございます。

また、西尾張中央道に埋設されております県営水道より直接給水できる緊急応急給水施設が町内に4カ所、緊急支援連絡管が1カ所——これは県の水道のほうからの緊急連絡管でございますが、1カ所、名古屋市上下水道局との緊急支援連絡管が1カ所、海部南部水道企業団との緊急支援連絡管が1カ所設置されております。

なお、地震などにより災害が発生したときには、日本水道協会中部地方支部及び名古屋市上下水道局との災害時相互応援協定に基づき応援を要請し、応急給水活動や応急復旧活動に協力してもらうことになっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。

いずれにしても、水道施設の耐震化を推進していくということが重要であります。水道施設の更新、耐震化が適切に実施されていなければ、安全な水を供給することはできないと、このように思っております。今、国のほうの耐震化推進による国の補助制度が活用できるようになっているわけなんですけれども、こうした事業の財源を国の補助制度を活用して取り組んではみえると思いますが、事業費の財源見通しは今後どのように考えてみえるのかお伺いしたいのと、先ほど言いました災害時のバックアップ体制ですけれども、以前からもお聞きはしているわけなんですけれども、非常に水の確保ということで、本町でも給水車の導入はできないか、非常に金額が大きいということも前回聞いていたんですけれども、その後検討されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

ただいまの質問でございますが、まず給水車のほうから先に回答させていただきたいと思っております。

前回の質問をいただいた際に、この給水車導入については、1,000万円以上ほどかかりますが、検討させていただきたいという回答をしております。非常にお値段も張るということで、現状では水道事務所にございますステンレス製タンク1トンが1個、ポリのタンクの



500リットルが3個ございます。しばらくはそちらのほうで応急対策を行いたいというふうに考えておりますし、先ほど最後に申しました災害相互応援の際に、日本水道協会及び名古屋市のほうに給水車の手配をお願いしたいというふうに考えております。

第2点のこれからのことにつきましては、後のアセットマネジメントのときにも詳しくは説明をさせていただきますが、実は耐用年数40年で今後いくのか、それともいわゆる実用年数というのがあるんですが、耐用年数とは別に実際ここまでは使えるだろうという実用年数で更新を行っていくのか、この2つの考えがございます。

私ども、短期的には非常に膨大な費用がかかるというふうに試算しておりまして、それについては実用年数、いわゆる長命化というんですよね、役場の施設でもそうなんです、そのようなものと、類似した更新を図っていこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

お金もかかることですので、これはやっぱり町民の皆さんにも理解をしていただかなければいけない部分もあると思いますので、そういった面も含めて、しっかり取り組んでいただければいいかなと思います。

給水車のほうも、蟹江町ではなかなか厳しい今のお話ですので、近隣の市町ともきちっと連携をとっていただいて、こういう災害時に対応できるように努めていただければいいかなと、この辺思いますので、また今後の検討として考えていただければいいと思います。お願いいたします。

それで、3点目ですけれども、蟹江町では将来にわたって水道事業を持続可能なものにするために、健全な経営と安定的な水の確保を継続するための長期的視野に立った計画的な資産管理が求められております。水道事業を持続可能な事業運営するためにもアセットマネジメント——資産管理の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

質問のありましたアセットマネジメントの取り組みについてお答えいたします。

水道におけるアセットマネジメントの実践の効果は、中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、財源の裏づけを有する計画的な更新投資を行うことができ、老朽化に伴う突発的な断水事故や地震発生時の被害が軽減されるとともに、水道施設全体のライフサイクルコストの減少につながっております。

当町におきましては、水道施設の健全性や更新事業の必要性、重要性についての責任説明を果たすことができ、信頼度の高い水道事業運営が達成することができることから、平成26年度に厚生労働省が開発しました簡易支援ツールに情報を入力し分析を行い、事業や経営状況の検証を行うとともに、今後の公営企業経営の参考とさせていただいております。これは

事業の重点化及び平準化ということでご理解いただければ、結構だと思います。この簡易支援ツールでの分析結果は、県を經由いたしまして、厚生労働省へ報告をさせていただいております。

現在、水道事業が掲げている水道ビジョン・経営計画の基本計画が策定から年数がたち、水道を取り巻く環境が大きく変化したことにより、厚生労働省より強靱、安全、持続の3つの観点から成る新水道ビジョンの策定、総務省より将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営戦略の策定が求められております。

この水道ビジョンには、施設の再構築を考慮したアセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画の策定が必須事項とされております。これを受け水道課においては、今年度水道基本計画の策定業務を発注し、新水道ビジョン及び経営戦略を含めた基本計画の策定業務を現在進めており、平成30年度末には水道基本計画が策定できる予定でございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

このアセットマネジメントによる水道事業の先ほどもお話がありましたように、中長期的な更新事業の財政見通しが把握ができるということで、今、アセットマネジメントの概要も兼ねたお話だったと思うんですけれども、アセットマネジメントの結果に基づく施設の更新の今後の見通しがもう少しわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

私どもとりあえず、中期的で3カ年計画というものを立案しておりますが、その中で特に管路網の強化ということで、来年度以降管路の更新をどんどん進めていくという計画を立てておりますし、あとポンプとか、そのような施設の更新事業を進めていくことを考えております。

ちょっと横道にそれるかもしれませんが、アセットマネジメントをちょっと使いまして、例えば先ほど申しましたように、耐用年数40年で物事を、事業を進めていくのか、それとも耐用年数ではなくて、実用年数60年で更新計画を立てていくのか、これを新たに水道ビジョンをつくる中で検討しながら、今回ちょっとぼやっと今、回答しておりますが、次年つくります水道ビジョンの中で、それを述べていきたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、ちょっとわかりづらいところがあったわけなんですけれども、こういう水道事業のビジョンというのは大事ですので、もうとにかくアセットマネジメントを蟹江町も進めておるということですので、こうした中長期的な更新事業の財政の見通しを見ながら、しっかり把握して前へ進めていっていただきたいのと、このように思いますので、よろしく願いたい

します。

4点目に、当町でも今後、人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が難しくなる現状に対し、住民生活に直結する水の安定供給のためには、広域連携は重要な課題の一つでもあります。この広域連携については、第4次蟹江町総合計画の中でも、水道事業の広域化については、町としてのメリット、デメリットを十分勘案し、状況に応じた周辺市町との調整を図りつつ、検討していくことが必要であると言われておりました。

水道の広域化への対応が求められておりますが、広域連携に向けた我が蟹江町では、これまでどのような取り組みを検討されてきたのか、お伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

質問のありました広域化及び広域連携に向けた蟹江町の取り組みについてお答えいたします。

ペットボトル及び節水機器の普及や人口減少に伴う使用水量の減少などの影響による料金収入の減少、団塊世代の大量退職や合理化により熟練した職員等の減少も懸念され、また高度経済成長期に建設整備された多くの水道施設が耐用年数に達し、今後、それらの施設の更新と耐震化が急務になると見込まれ、その実施に必要な資金及び人員の確保が必要とされております。このような水道を取り巻く環境は、ますます厳しさを増していくと見込まれる中、水道の持続性を高める取り組みが喫緊の課題となっております。

この中で、広域化の取り組みとして、平成25年に愛知県水道広域化研究会が設置されました。県内には、合計ですが、42事業——4企業団、簡易水道6市町村を含みますが、42事業がありますが、地域性や各事業における経営状況、施設整備水準、料金水準に差があることから、県内を名古屋市、愛知県、企業庁、西尾張ブロック、東尾張ブロック、西三河ブロック、東三河ブロックに分けて、年2回から3回、各事業の現状の把握の上、課題を共有し、広域化方策についての意見を交換しながら、検討会議が進められております。蟹江町は、西尾張ブロックに現在参加し、市町村及び企業団と情報交換を行っております。

広域連携につきましては、名古屋市が主催する連携会議や尾張水道連絡協議会などに参加して情報交換等を行っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

広域化については、情報交換しながら進めているということで、検討しているということでもあります。

今後、国のほうが法改正されれば、広域化という、そういう方向に走っていかなきゃいけない部分も出てくるかと思いますが、もし、国のほうがそういう形とられたときは、蟹江町としてはどうでしょうか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

私どもも、人口3万7,000人から、これからまだ人口がどんどん将来的には減っていく、そういう中で、広域化というのは、非常に将来に水を供給するためには、もう最大のメリットがあると思っております。もちろん国は例えば過疎問題があったり、その中で水道経営を行っていくということで、どんどん広域化を進めてくるというふうを考えられますし、私どもも、将来的にとてもじゃないが、単独で施設の更新や経営をやっていけるとは考えておりません。将来的には、国が進める方向に進んでいくのではないかとというふうに考えておりますが、やはり各地域におきまして、先ほど議員がおっしゃったように、メリットとデメリットというのがあるんです。やっぱり一つの施設で共同で運営していくというのは大きなメリットでありますし、料金を均等にするというのもやっぱりメリットがあると思います。

ただ、やっぱりどこにも企業債というのがありまして、それを多く抱える地区と、もうそれを完済している地域など、いろいろやっぱり目先の部分もありますし、じゃ、管路、一緒に広域化やったときに、下手すると市町村合併の問題のように、中央にばかり耐震化の集中的な投資が行われるという、周辺地域は置いていかれると、そういうようなデメリットも考えられますので、愛知県さんが今、その音頭をとっておりますので、それに参加しながら、その状況を見ながら広域化を進めていきたいと思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

地域の広域化ということにつきましてはデメリット、そういったこともメリットも考えながら進めていきたいということでもあります。

最後に、横江町長さんのほうにお伺いしたいと思います。

水道は、市民生活にとって絶対必要不可欠であります。今後、当町でも施設の老朽化、財政状況、人材不足などをこのまま放置すれば、将来にわたる水の安全供給、維持ができなくなるリスクも高くなるのではないかと心配しております。当町の水道利用者にも、水道が現在多くの課題に直面していることや、水道事業が多大な投資の上に成り立っていることなど、水の大切さを正しく理解していただくことが必要ではないかと思っております。

横江町長は、今後、水道事業経営の安定化についてどのように考えてみえるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

蟹江町の水道普及率100%、担当者が申し上げましたとおり、かつては尾張地区というのは、大変自噴水がたくさんありまして、水道組合さんでもって水道を運営していた時代も当蟹江町にもございます。地下水の豊富な地域であればこそ、できたことでありますが、近年、地盤沈下の問題、それから水自身の資質の問題もありまして、県水100%に切りかえをいた

しました。一部ミックスして出していた時代もあったわけではありますが、今、ご存じのように企業会計を蟹江町水道はやっております。有収率も非常に97%、8%を保っていた時期もありますが、ご指摘のとおり、今、92%台、若干有収率も落ちてきているのも事実であります。

下水道の整備に伴いまして、それも一つは起因をしているというふうには考えてございませぬけれども、漏水管についての点検は絶えずやらせていただくとともに、維持管理もこれからしっかりしまして、3万7,800人の町民の皆さんの安心・安全の水の供給だけは、これからも続けてまいりたいというふうにご存じます。

先ほど来の建物の老朽化、未来永劫の話もございませぬ。当施設はまだまだ老朽化というところではございませぬが、長寿命化も含めて、蟹江町の施設、企業会計のところはちょっと別といたしますが、全体を見回した中で、適切な管理をしながら長期的にしっかりと保っていきたい、そのような予算を水道会計のほうでしっかり持っていただくように、啓発啓蒙にこちらからアドバイスをしていききたいなど、こんなことを思っています。

水というのは本当に大切なものでありますし、2025年問題、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者になられるとき、また2040年をきっかけに人口が減るんではないかって、当蟹江町といたしましては、幸いにも今まだ微増の状況でございませぬ。自然増をふやしながら、社会増もしっかりふやしていく、そんな中でのインフラ整備をしばらくの間は継続をしつつ、長期にわたっての経営改善についても、これから毎年毎年議員の皆様方とお話をしながら、進めてまいりたいというふうにご存じますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

どうか今後、将来にわたって水の安定供給ができるように、今、町長さんのほうからもお話がありました。どうかしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は15時——3時の予定であります。

(午後2時40分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

○議長 奥田信宏君

質問6番 石原裕介君の「大震災における、非常事態発生時の対応について問う！」を許可をいたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

「大震災における、非常事態発生時の対応について」質問させていただきます。

先月11月に、新風会派にて熊本地震の震源地でもあります益城町に視察に行つてまいりました。

益城町の人口は約3万4,500人、一般会計は約111億円と、我が蟹江町の人口、財政の規模が似ています。

熊本地震は、平成28年4月14日21時26分、マグニチュード6.5の前震、2日後の4月16日1時25分、マグニチュード7.3の本震が発生し、甚大な被害をもたらしました。益城町の人的被害は、直接死20人、関連死21人、重傷者122人、家屋被害は、全壊が3,026棟、大規模半壊が3,233棟、一部損壊が4,325棟と、また最大避難者数は1万6,050人でした。また、電気、水道、下水道、固定電話、防災無線も使用できなくなり、避難所も崩壊したところもあり、塀も倒れ、道路のアスファルトもひびが入り、車両も通ることができない状態になったそうです。我が蟹江町も南海トラフ大地震が懸念されており、本町もこれ以上の被害が想定されます。このような非常事態発生時の対応について質問させていただきます。

まず、各避難所への物資の運搬はどのように行いますか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました避難所への物資の運搬方法についてお答えをさせていただきます。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合は、愛知県経由、国からのプッシュ型支援による物資調達が行われます。これは、被災府県からの要請を待たずに、国の計画に基づき救援物資を愛知県により開設される広域物資輸送拠点に物資を輸送するものでございます。

県は、これを受け、トラック協会等との協定に基づく支援を受け、市町村により開設される地域内輸送拠点に物資を輸送いたします。市町村は、地域内輸送拠点から各避難所等に物資を輸送することとなります。

蟹江町では、このプッシュ型支援に対応するため、昨年度、森吉通運株式会社及びヤマト運輸株式会社名古屋主管支店と協定を結んでおります。森吉通運株式会社蟹江ロジスティクスセンターを地域内輸送拠点として、プッシュ型支援を初めとした救援物資を受け入れ、森吉通運株式会社及びヤマト運輸株式会社の支援を受けて、仕分け、積みかえ等を行い、避難所等へ輸送する計画となっております。蟹江町としまして、備蓄している物資につきましても、主にヤマト運輸の車両にて各施設へ配送していただこうと考えております。

協定による民間施設、資機材やノウハウを活用し、救援物資を避難所に届けられる体制を整えておるところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

ヤマト運輸株式会社や森吉通運株式会社と物資輸送の協定を結ばれていますが、道路が損壊し、車両が通ることができない避難所にはどのように運搬されますか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

道路が損壊し、車両が通行できない場合の運搬方法でございますが、ご質問のとおり、発災後は、道路が通行障害等発生することが予想されます。蟹江町の地域防災計画では、緊急輸送道路が定めてございます。また、県にもこちらの道路は報告がされております。その道路から優先に通行できるよう道路計画がされ、計画された幹線道路から車両がもし通行ができない状況であれば、そこから人力で避難所等へ物資を運ぶという形になると思います。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

全避難所に運ぶのは、道路事情等で大変だとは思いますが、まず各小学校に運び、各自治体の方々と連携をして手分けをして、全ての避難所に確実に行き渡るようなシステムづくりも必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ライフラインが機能しない状況下の中で、まず必要なものの一つとして、仮設トイレです。その仮設トイレの準備・運搬はどのように行いますか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のございました仮設トイレの準備、そして運搬方法についてお答えをさせていただきます。

トイレの整備につきましては、仮設トイレを各小・中学校に2基、その他の避難所等に1基の計33基、簡易トイレを主要避難所に計48基及び下水道への直結簡易トイレを蟹江小学校、蟹江中学校、学戸小学校、役場、計35基で、合計で116基の災害用のトイレを今現在整備をしているところでございます。さらに、各避難所にある洋式トイレを処理袋、処理剤を使用して有効に活用したいと考えております。

また、避難所生活が長期になる場合は、仮設トイレの増設が必要となるため、関係事業所との仮設トイレの供給支援協定について検討するとともに、必要に応じて県から仮設トイレを町内の輸送拠点まで搬入していただき、各避難所へは輸送協定先であるヤマト運輸、森吉通運に配送をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

益城町の方からお聞きしたのは、道路が使用できない状況下での避難所へ配送、仮設トイレの運搬等で役立ったのは、キャタピラー式の車両だったそうです。本町も蟹江町内のそういった車両を所有されている企業と提携をし、災害時には協力していただける体制をつくってはどうか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

キャタピラー式の車両を保有した企業との連携についてというご質問でございますが、特殊車両の確保につきましては、蟹江町では、今現在災害支援としまして、町内の土木会社と協定の締結を行っているところでございます。また、重機のリース会社とも、今後協定の締結に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

仮設トイレの供給支援協定について検討していただくとともに、必要なときにキャタピラー式車両をできるような体制づくりに力を入れていただきたいです。

次に、震災が発生すると、多くの負傷者の方々の対応に追われると予想されますが、負傷者の処置はどのように行いますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました災害時の負傷者の対応についてお答えをさせていただきます。

蟹江町としての医療救護所を保健センターに開設しまして、災害時の医療救護の協定に基づき、津島市・海部医師会等の支援により、負傷者の応急処置を行う計画となっております。また、保健師等を避難所等に派遣し、備蓄医薬品、救急キット等により対応したいと考えております。

災害時には、津島保健所を中心として海部津島地域の地域災害医療対策会議が立ち上げられますので、ここを窓口として県の災害医療調整本部と密接に連携し、災害拠点病院となります海南病院、津島市民病院等に協力を要請して対応していくこととなります。さらに、対応できないような事態になった場合は、県等に対して自衛隊、DMAT、日本赤十字等による救援を要請して対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

大震災が発生したときには、多くの負傷者が出ることが考えられますので、迅速な対応に努めていただきたいと思っております。大震災が発生すると、連日のようにマスコミが避難生活を報道するようになります。ただ、避難生活を余儀なくされている方々にとっては生活の場であり、その生活の場に多くのマスコミが訪れ、許可なく勝手に取材をされることもあったそうです。このように、多くのマスコミが避難所に訪れ、プライバシーの侵害が懸念されますが、そのような場合の対応はどのように考えてみえますか。



○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました避難所におけるマスコミ対応についてお答えをさせていただきます。

避難所における取材等のマスコミ対応につきましては、蟹江町避難所運営マニュアルに基づき、各避難所に設置される避難所運営委員会が対応することとなっております。取材の日時、手段、方針等を、避難所運営委員会においてマスコミ対応を担当する連絡・広報班が確認し、避難所運営委員会の許可を得た上で、立ち会いのもとで取材を行うこととなっております。

避難者に対するインタビュー、撮影等につきましては、必ず当事者の同意を得て、居住空間につきましては、居住者全員の同意を得た上で、連絡・広報班の立ち会いのもと、取材を行わせるように定めています。

平成29年度には、新蟹江小学校区で避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練を実施し、地域での避難所運営の意識啓発を行っているところでございます。

今後も、各学区での避難所運営訓練を推進し、地域防災力の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

各避難所に設置されている避難所運営委員会と今ありましたが、それはどのような委員会でしょうか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

避難所運営委員会についてお答えをいたします。

避難所運営委員会は、避難所の運営責任者、具体的には町内会の囑託員さんとか役員さん、こういった方と、あとは、例えば学校であれば校長先生とか、そういった施設管理者、避難所の派遣職員等で構成されます。避難所における良好な生活環境の確保のため、避難所での課題やニーズの対応について検討する組織でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

益城町の場合は、このプライバシーの侵害で被災者の方々が悩まれたそうです。町がマスコミ対応をする専属の部署をつくり、そちらを通して取材等をしていただくような対策が必要だと益城町の方がおっしゃっておられました。本町も避難所運営委員会にて担当されるのですが、被災者の方々にとっては、やはりプライバシーを侵されることは想像以上のストレスを抱えることになると思いますので、そういった点を十分に配慮して取り組んでいただきたいと思います。

次に、震災時には、さまざまなボランティアの受け入れが予想されますが、どのように対応されますかお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問がありました災害時のボランティアの受け入れについてお答えをさせていただきます。

大規模災害が発生した場合、学戸ふれあいプラザに災害ボランティアセンターを速やかに設置し、蟹江町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設、ボランティアコーディネーターの確保等を要請することとなっています。学戸ふれあいプラザに開設された災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受け入れ、派遣、調整、募集等を実施することとなります。

蟹江町社会福祉協議会は、町との協定に基づき、日本赤十字奉仕団蟹江分区、かにえ防災減災の会、愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会などの地域の関係団体等の支援を受け、これらの支援団体と協力・調整を図るとともに、県の災害対策本部に設置されます広域ボランティア支援本部とも密接に連携することにより、必要なボランティアの確保、受け入れを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

他市町村の職員の受け入れはどのようになっておりますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

市町村の派遣の受け入れでございますが、被災市町村への市町村の職員の派遣要請につきましては、被災地からの要望があった業務に応じて人的支援が行われるものでございます。それは町の復旧、復興状況に応じて県へ要請し、派遣していただくという形になります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

益城町の方からお聞きいたしました。一般ボランティアの方には倒壊した家屋の片づけをお願いし、また他市町村の方には、職務以外に細菌感染防止のため、トイレ掃除やごみの片づけをしていただいたそうです。これは、避難生活を送っている方々がノロウイルスなどの細菌感染をしないために、非常に重要なことだったとお聞きしましたので、参考にさせていただけたらと思います。

次に、熊本大震災時、町の職員が被災者の対応に追われ、役場本来の業務がおくれてしまったと聞きました。蟹江町においては、そのような状況時の対応は考えておられますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました災害時の職員の業務についてお答えをさせていただきます。

内閣府による熊本地震における行政の対応に関しての検証において、避難所運営に他県等からの応援派遣も含めた多くの職員がとられてしまったことが、行政本来の業務に大きな支障を来した原因となっております。その教訓から、町内会、自主防災会等を主体とした地域住民での避難所運営ができる体制を整えることが重要と考えます。

役場職員につきましても、蟹江町業務継続計画に基づき、限られた職員で効果的に本来実施しなければならない復旧・復興業務に専念できるようにしていく所存でございます。引き続き、避難所設営訓練、避難所運営ゲーム等を通じて、地域住民の方及び職員の避難所運営能力の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

益城町の場合は、自衛隊の方はご飯の炊き出しの担当で、その後、町の職員の方がおにぎりにして各避難所に配っていたそうです。そのため、被災者の対応にかかりきりになってしまい、役場の本来の業務が大幅におくれてしまったことが大きな反省点だったそうです。このような反省を踏まえ、復興・復旧業務に専念できるような体制づくりをお願いします。

次に、益城町においては、各避難所に防災無線が設置されていなかったため、被災者の方々に円滑に情報提供ができなかったと聞きました。本町は同報無線を各避難所にも導入するとのことですが、詳しくお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました避難所への防災無線の設置についてお答えをさせていただきます。

初めに、蟹江町では、全嘱託員さんに携帯用の防災無線を配布しております。また、避難所に派遣される職員にも、町の保有する無線機を携帯させることとなっております。主だった避難所との情報共有、情報提供につきましては、これらの無線機を活用していきたいと考えております。

次に、同報無線設備につきましては、主だった小・中学校等に、指定避難場所を11カ所でございますが、こちらの11カ所に個別受信機を整備する計画を進めており、これにより、緊急情報及び避難所等への関連情報の提供の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

ラジオ等での情報もありますが、避難所等に、みんなに緊急情報提供ができるようお願いいたします。

次に、集団の避難所生活を望まれない方々も見えます。近年、ペットと家族のように生活をされている方や、また、例えば赤ちゃんの泣き声やいびきが気になる方のために、テント

等の手配、貸し出しの対応は考えてみえますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のございました被災者のテント等の手配、貸し出しについてお答えをさせていただきます。

熊本地震では、避難所の収容能力を超える避難者が発生し、車中泊や避難所の廊下等で生活する人が多数いたと報告されています。テントによる避難所生活は、車中泊に比べ、エコノミークラス症候群の危険性の回避など、利点も多いと考えます。避難所用に使用するテントにつきましては、県を通して自衛隊からの支援、企業からの調達を考えております。

また、ホテル等の宿泊施設、空きアパート、キャンピングカー等をみなし仮設住宅として提供するという方法もございますので、蟹江町の実情に即した避難者の生活向上のための方策について検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

エコノミークラス症候群の危険性の回避のためにも、ぜひ検討していただくようお願いいたします。

次に、熊本地震の際、益城町では応急仮設住宅を1,562棟、約3,900人の方々へ早急な設置が必要とされました。益城町は比較的土地にゆとりがあったため、約2カ月で整備し、順次入居を開始されたそうです。本町では、仮設住宅の設置場所の確保はできていますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問がありました仮設住宅の設置場所の確保についてお答えをさせていただきます。

蟹江町では、都市公園及び児童公園のうち、11カ所の公園を応急仮設住宅用地の候補としております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

12カ所の公園に建てる応急仮設住宅の設置数はどれくらいですか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

11カ所の公園に設置できる応急仮設住宅ですが、延べ面積が7万7,331平米になります。その中に、330棟の応急仮設住宅を設置するという計画でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

本町は330棟とお聞きしました。益城町は応急仮設住宅を1,562棟必要だったそうです。公園等だけでは全く足りないと思います。そのような状況時にも、少しでも早く多くの応急仮

設住宅が設置できるよう、事前に設置場所の確保をしていくことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

応急仮設住宅の設置場所が足りない場合がございますが、蟹江町は、どうしても敷地面積自体が非常に小さい町でございますので、なかなか難しい内容でございますが、一時的に民間の土地も借用として視野に入れながら、検討をしていく必要があるのかなと思います。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

とても重要なことだと思いますので、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

次に、避難生活が長期化すると、心身ともに不調を来すことが予想されます。そのような状況を想定した対応を考えてみえますか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました避難所生活での健康管理についてお答えをさせていただきます。

毎年、海部地域防災リーダー養成講座が、海部県民センター、愛知防災リーダー会の協力のもと、海部地域7市町村持ち回りで開催されております。この講座は、災害発生時に積極的に支援活動が行える人材育成を目指しており、今年度は蟹江町から12名が受講されております。この講座のプログラムに、避難所生活の向上を図るための衛生指導、生活不活発病防止のためのリラクゼーション、レクリエーション等の日赤指導員による講習が含まれています。この講習修了者をふやすことにより、草の根的に対応を進めていきたいと考えております。

また、定期的に医療関係者に避難所を巡回していただくとともに、リラクゼーション、レクリエーション等の専門家をボランティアとして派遣することにより、避難者の健康維持につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

避難されている方は、運動不足や精神的な不安、ストレスにより、体調を崩すことが多いそうです。そのようなことを少しでも解消するために、ささいなことではありますが、例えば、朝、先ほど話にもありました、小・中学校の指定避難所11カ所に整備する計画と聞きました同報無線を活用し、ラジオ体操を行い、一日の生活にメリハリをつけ、気持ちをリフレッシュできるような試みも大切だと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました避難所におきますラジオ体操でございます。

ラジオ体操は、子供から高齢者まで誰でも気軽に行うことができます。また、気持ちのリフレッシュとか健康維持にも大変効果があると思いますので、避難所での健康促進という観

点から、ぜひ取り入れたいと思っております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

避難所生活で亡くなられた方も見えたそうですので、気持ちのリフレッシュ、また健康を維持できるよう、対応を進めていただきたいと思います。

益城町は、災害時の復興計画策定に当たっての基本的な考え方として、復興の推進に当たっては、自助、共助、公助の概念を原則として挙げています。自助は、自分自身や家族を支えること、共助は、地域コミュニティや民間のつながりの力で互いに支え合うこと、公助は、町や国・県による救助や支援のことです。この概念に基づき、それぞれが役割を担いながら復興推進に努めておられます。

町長にお聞きします。

町長も震災地に行かれたと思いますが、近年、南海トラフ地震が懸念される中、本町もいつ益城町のような被害に見舞われるかわかりません。そういった事態に備えて、さまざまな角度から対策や準備が今以上に必要であると、私は益城町へ視察に行って感じましたが、町長のご意見をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

石原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

答弁漏れ等々ございましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

大変ご苦労さまでございます。熊本地震、28年4月14日に前震があつて、普通は余震、本震なんでしょうけれども、それが逆で、皆さんが安心したところへ大きな地震が来たということ、私も益城町の方に直接お伺いをいたしました。尊い命が消え去ったということは、本当に悲しいことでありますし、二度と起こしてはならないと我々は思うんですが、自然災害というのは我々ではどうしようもございません。その災害を少なくする減災、これにしっかりと我々は力を注いでいかなければならないと思います。

また、この地域、先ほどもご指摘いただいたように、東海・東南海・南海地震の発生率が、この30年以内に起こるのがもう80%以上ということも言われております。ただ、益城町さんと違いますのは、この辺は水郷のまち、海拔ゼロメートル以下のところでありますので、水との闘い、これがプラスされるわけであります。そういう意味で、防災計画、それから避難所計画、避難所運営、るるうちの担当が申し上げましたとおり、それプラス今度は水との闘いを強いられることになるというふうに思っています。

過去を振り返りますと、昭和34年9月26日の伊勢湾台風、これも私は小学校2年生でありましたけれども、大変怖い思いをいたしました。あのような水害がもう一度この地域を襲うということになりますと、甚大な被害が予想されます。あれから国・県にお願いをし、堤防

の強化、インフラ整備等々やっただいておりますけれども、相当な強化はさせていただきますが、自然の力というのにははかり知れません。いつどんな状況になるかわかりませんので、やっぱり心の準備だけはしっかりと、恐れて生活するのではなくて、準備をしてしっかりとした気持ちで生活をしていただければありがたいというふうに思っています。

また、私もちょうど益城町の隣の町でありますけれども、嘉島町というサントリービールがあるところでもありますけれども、そこへ実は今年、県の職員さんと一緒になって、退職手当組合で視察に行っていました。本来は、退職手当組合の運営管理についての勉強、ほかの首長さんも一緒でありましたが、どうしても防災のことが我々の質問のほとんどを占めました。

荒木町長さん、全国町村会の会長さんでいらっしゃいますが、反省をしてみえたことは、これは議会でお話ししてもいいですかという許可をいただいておりますが、一番残念だったのが、この嘉島町には地震は来ないという考え方が根強くあったそうであります。阿蘇山の本当に麓でありますので、岩盤地帯であります。10メートルも掘れば自然水が噴出してくるような、水の豊かな町であります。その町で、地域のいわゆる避難拠点として受け入れをしますので、どうぞいつでもおいでくださいと、相互扶助はしっかりやらせていただきますという受け身の町であったというのが、非常に危機感をあおらなかったという一つの反省点だったそうであります。

災害はどこでも起きるということを、本当に身をもって感じたこと、幸いなことに、インフラがそんなに壊滅的な損害を受けなかったということで、職員も一人も亡くすことがなかったと、お亡くなりになられた方もありますけれども、最小限の被害で済んだというのは、本当に奇跡的だったということもおっしゃってみえました。もう少し危機感を持った体制をしておれば防げたこともたくさんあったという、本当に大きな大きな反省をしておみえになりましたので、これだけはお伝えくださいということで、関係市町村の部長さん、そのときの気持ちは多分それぞれの町で、議会でお話してみえるというふうに私は思っております。

当蟹江町だけではなく、4市2町1村、この32万人が住まいしこの海部郡地域、それぞれが助け合って減災、防災、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

私も益城町のほうへ視察に行かせていただきまして、町長のお話のとおり、益城町の方も台風の訓練はされていたそうです。しかし、大震災の訓練はされていなかったと聞きました。本町におきましても、まだまだ気づかないところ、またやらなければいけないところもあり、地域防災力、また地域の連携の向上も必要だと思っておりますので、より一層の防災力に力を入れていただきたいと思います。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

質問7番 戸谷裕治君の「空き家の利活用を進めよ」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「空き家の利活用を進めよ」を質問させていただきます。

まず、前段として、空き家解消は市町村主導、国土交通省は人口減を背景に全国でふえる空き家問題への対応で、市町村の役割を強化した新たな制度を導入する。市町村が空き家の情報を積極的に集め、土地や建物の売買のほか、公園への転用などの仲介役まで担うようにする。市町村は個人や世帯の情報をつかみやすいとみて、行政主導で解消につなげる。買い手への税優遇も検討されるらしい。

来年の通常国会で、都市再生特別措置法の改正案を提出し、新制度が設けられる。各市町村に、使われていない空き家や空き地の利用を促す対策案をつくるように求められる。新制度では、各市町村に専用の組織を設けて人を配置し、行政の関与を強める。市町村は空き家情報を一括して集め、その上で売りたい人、買いたい人を事実上仲介。まちづくりの計画にも組み込みながら処理を加速する。

税制上でも新たな対応を検討する。国交省は18年度の税制改正要望に、空き家の流通、取得にかかわる税優遇、特に買い手側の恩恵が大きい措置を盛り込む。地域の不動産市場で空き家の売買が活発になるように、登録免許税と不動産取得税の軽減を検討する。

このように、国は空き家対策特別措置法を始め、また新たな制度の拡充を進めている。特に市町村へ空き家対策の強化を要望してくるようであります。当町としては、これをチャンスと受けとめて、前向きに制度を活用しながら、空き家の減少と新たな空き家をつくらない施策を進めるべきであると思います。

当町は面積も大きくなく、住居地になる地域も限られている。新市街地も形成され、また新たに市街地の形成も考えられているが、時間がかかりそうであります。歴史もある当町は、特に江戸、明治、大正、昭和の中期までに形成された市街地に空き家が散見されます。新市街地の形成ももちろん重要ですが、町は新旧市街地の形成と再生の循環をしないと調和、活性化いたしません。疲弊したところをそのままにしていると、どんどんその地域は疲弊が進行していく可能性が大であると思われまます。

旧市街地の再生は、町の人口減少を防ぐためにも必要であると考えます。そのためにも、家が建設できる旧市街地にある空き家の流動化を考えるべきであると思います。まずはできそうな対策について質問申し上げます。



まず1点目、これはちょっとまちづくり推進課長にお伺いしたいのですが、空家等実態調査に空き店舗は入っておりますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

昨年度行いました実態調査の中には、空き家という中で、店舗も含まれております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

空き店舗が入っているということで、まず利活用のできそうなものから質問ということで、まず、空き店舗の今の状態をちょっとご質問させていただきます。

まず、空き店舗の利活用促進に現在行われている補助金制度の概要をお教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

空き家対策での質問ではございますけれども、空き店舗に対します関係につきましては、担当でありますふるさと振興課のほうから答弁をさせていただきます。

空き店舗利活用促進について、補助金等何か手だては考えているのかということですが、現在、空き店舗を対象としました補助制度として、平成23年度に蟹江町空き店舗対策事業補助金交付要綱を制定させていただき、現在に至るまで実施しております。これは、一定の条件のもとで、時限的な補助金制度でございますが、空き店舗の活用促進及び地域活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を営む場合の店舗賃借料の一部に対して補助金を交付しております。

この補助金の交付対象者については、町商工会であります。今のところ早急な補助制度の拡充の予定はございません。しかし、今後は商店街の活性化のためにも、不足業種の誘致につながるような空き店舗の活用促進、創業支援や雇用創出にも寄与するような開業資金に乏しい若者などを初めとした創業・開業者向けの新たな補助制度などについては、蟹江町では何ができるのか慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

商工会を通して補助金があるということで、制度があるということでご理解申し上げましたんですけども、またちょっと違う視点から他の市町村の事例を申し上げますので、これは参考にさせていただきたいなと思います。

群馬県の高崎市です。こちらのほうでは絶メシリストというグルメサイトを開設し、地元で長年愛され、失うには惜しいローカルグルメを絶やさない取り組みを始めた。これは、地元で愛された個人経営の飲食店が点在し、まちをにぎわせていましたが、時代とともに経営

者の高齢化、後継者不足、廃業する個人経営者がふえてきました。このグルメサイトにより店をピックアップし、味を継いでいただけるインターン、後継者の募集、店舗の引き継ぎなど、空き店舗にしない、また若い人の地元就職支援活動など、まちなのにぎわいなどでなかなかおもしろい取り組みをされている自治体がございます。補助金以外でも何か視点が違う取り組みを、これから町としてされることはありますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

次に、補助金にかかわらず何か施策を考えていくのかというご質問でございますけれども、空き店舗に係る情報につきましては、商工会などと協力させていただき、活性化に向けて先進的に取り組んでいる事例を、県内市町村だけではなく、先ほど言われました群馬県等、全国的に広域的に調査研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今申し上げたとおり、町の活性化のためにも、そして空き店舗をつくらない、後継者、そういうのを育てる、こういう意味合いで、町がこのグルメサイトとかいう、今のネットの時代こういうものを立ち上げて、そしてグルメサイトといいますのは、これはまたおもしろいもので、市民の方がどんどん投稿できるサイトなもので、こういうところがありますよ、ああいうことがありますよという投稿サイトが設けてあります。その中でまた、投稿された中から委員の方が選んでおきまして、これは間違いないかと、残してもいいところかとかいう選定もされます。

ですから、市民と直接つながるところです。そして市民の方も、そういうところに投稿するとそれがまた案外楽しいようで、参加型ですね、ですから、そういうことは補助金、お金以外でも考えていっていただきたい、それはまちなのにぎわいをこれからもどんどん取り戻していくという観点から、どうしても放っておきますとチェーン店化されたところにどんどん侵食されていくと、そうじゃなしに、やっぱり地元のおいしいもの、いろんなものを残していきたい、これは食事だけに限ったことじゃなしに、蟹江町なりにいろいろ考えていただいて、こういう企業は残したらいいんじゃないかという、また新しい考えのサイトを設けていただいて、募集をしていただくなり何なりしていただくと大変ありがたいなと思っております。こういうことを進めていただきたいと。

次に、先日の空き家の実態調査の回答で、115件の空き家とわかったそのうちの38件が解体希望である。そして36件が売却希望である。これは、売却、解体の希望の方は38件、36件とございますけれども、まずどれぐらい重複しているのか教えていただけませんか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

このアンケートの内容の結果なんですけど、重複内容についてはちょっと把握ができてございませんので、ご了承ください。

以上であります。

○6番 戸谷裕治君

今申し上げた38件と36件の解体希望と36件の売却希望というのは、どこか重複しているだろうなという感じはいたします。そして、これはまちの再生にもチャンスであると思いますので、そういう意向のある方がいるということで、これは対処していく必要があるんじゃないかなと思っております。

この重複されている方は別といたしまして、解体希望と売却希望、両方合わせてざっと50件近くそういう方々がいるんじゃないかなと、これを町のためにも活用していきたいなと思っておりますので。それで、この方たちの相談は、町としてこれからどのような形で受け入れられていくのかというのをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました売却希望等の相談等についてということで、お答えをさせていただきます。

ご質問にございますとおり、昨年度実施しました実態調査の中で、空き家所有者の今後の予定について意向確認を行った結果、解体や売却を希望した方が多数ございました。

現在、町としましては、売却等の相談窓口の設置は予定しておりませんが、今年度設置を予定しております蟹江町空き家等対策協議会の委員として、土地家屋調査士、宅地建物取引士、あと法務局の職員の方々を予定しておりますので、その中で、有効的な売却希望者の紹介方法等についても、意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ですけれども、今年度は協議会の設置をもうされるということなんですけれども、この協議会の設置というのは、もともとは空き家対策特別措置法に関しての協議会の設置だという理解をしているんです。その空き家対策特別措置法の協議会というのは、特定空き家、危険空き家をつくらせないような形のものだったと理解しております。私が要望いたしておりますのは、その次の段階です。先ほど申し上げた都市再生特別措置法というのがまた新たに改正されるということで、こちらは次の段階に進んでいく話です。そのときに、今の協議会だけではだめなので、今度はそういう一般の方々の窓口を設けようというのがまた来るようです。そのときの準備も早くしていただきたい。

そして、やっぱり不動産の流動化というのは大事ですから、蟹江町というのは、先ほど申し上げたとおり、旧市街地に空き家が散見されるということで、せっかく土地があり家が建つ、そういうところに空き家があるんです。どこでもそうなんですけれども、特にこの狭い旧市街地に見受けられますので、この旧市街地の再生というのは、新市街地をどんどんつく

るというよりも、人がたくさん住んでいるところですから、これが都市の循環型と言いまして、やっぱり新しいところをつくと、次に古いところの再生に入ると、そしてまた古いところも新しくして、新しいところも古くなっていくと、40年、50年たちますと。これを循環させていかないと、町は成り立たないということですよね。だから、これからもう少し力を入れて、窓口の設置とかを希望いたします。

次に、これはまたそういうことで、情報の把握という分野でちょっとご質問申し上げますけれども、例えば親世代は蟹江町に住み、子世代は、子供世代ですね、他の土地で生計を立てている、また独居の方でお住まいの家はこの先どのようにされていくのか、情報の把握、これはされているのかされていないのか、されているとしたらどういう方法でされているのか、これは高齢者にかかわることですし、民生委員さん等々にかかわっていくことですから、一度民生のほうからお話し願いたいなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○民生部長 橋本浩之君

民生部としましては、どのようにされていくのかという情報については把握しておりません。その中で、避難行動要支援者リストというのがございまして、そちらのほうで独居、高齢者の世帯については把握をしております。その情報を産業建設部に対して情報提供することで、連携をしていきたいと考えております。それと、民生委員とそれから町内会の情報につきましても、情報を仕入れる形で連携しながら、新たな名簿を作成していければというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

まちづくり推進課からもお答えをさせていただきます。

今回の実態調査の中では、今後の利活用の内容まではちょっと問い合わせしておりませんが、情報としては把握してございませんが、やはり空き家化の予防としまして、事前に相談できるような体制というのは必要だと思っておりますので、建設部だけではなく、民生部とも連携をとりながら取り組んでいきたいと今考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ご無理な質問かもしれませんが、これから情報をどんどん入れていかないとだめだなと、そしてこのような質問をいたしましたのは、例えば親世代の方で、他の土地で後継者がいるんだけど、自分の代で家が空き家になると、このような場合は、空き家管理、相続等の諸問題がこれから発生してきますよね。そのときに、窓口として積極的にやっぱり町がかかわっていかないと、住民の方の親世代にしたら安心感、そういうのも行政としてこれから担う時代が来ちゃったかなと思っております。そこまで踏み込んでいかないといけない

のかなと、そういうための窓口があるんじゃないかなというご質問なもので、その部分はよろしくお願ひ申し上げます。

次に、4番といたしまして、空き家という実態調査の570件がありましたよね、それは、納税はどのようになっているか、また持ち主不明の物件はあるのか、これを少しお聞きしたいと思います。

○税務課長 鈴木孝治君

それでは、質問のありました2点についてお答えさせていただきます。

まず、実態調査の570件の納税はどのようになっているかについてです。この570件について納付状況を確認しましたところ、12月1日時点で、過年度分の滞納は4件でございました。納付はおおむね適切にされており、固定資産税全体と比較して納付率が特に悪いということはありませんでした。

次に、持ち主不明の物件はあるのかについてです。

課税している物件については、毎年納税通知書を送付し、全て届いておりますので、納税者の所在については把握できているものと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

おおむね納税されているということで、その4件というのは今どういう状態なんですか。もう一度、再質問ということでよろしくお願ひします。

○税務課長 鈴木孝治君

この4件でございますが、そのうちの3名の方は、登記簿上の名義は現存されている方でございます。1名の方につきましては、登記簿上の名義人の方はもうお亡くなりになられていまして、現在は相続人のほうに課税をしております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そうすると、その1名の方は、相続上の方に課税しているんだけど、払ってもらっていないということですね、簡単に申しますと。そういうこともありますので、これから税務課もいろいろ忙しいでしょうけれども、まちづくり等々と連携しながらやっていただきたいなと思っております。

そして、1点ちょっと、僕は自分で勘違いしていたところがありまして、ここで質問を差し上げます。建物がある土地は、固定資産税が最大で6分の1まで優遇される特例があると、解体すると6倍になると言われているけれども、更地の固定資産税は評価額の70%だから、課税標準額の70%になるもので、4.2倍だよ、これは。急な質問ですみません。

○税務課長 鈴木孝治君

4. 何倍というか、宅地の場合ですと、200平米までは先ほどおっしゃいました住宅特例と

いうことで6分の1、200平米を超えた部分については3分の1という軽減がされます。評価額の7割が課税標準というマックスのところになりますので、そういった意味での倍数だとは思いますが、非住宅地か住宅用地かというふうに考えますと、6分の1とか3分の1というふうで率は変わってくると思いますので、ちょっとその評価額と課税標準の率とをそのまま掛けるのはまた変わってくるかもしれません。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、簡単に言っただけで、解体すると皆さん6倍だと思われる方がほとんどなもので、いや実はちょっと違いますよという税制のことを申し上げただけで、少しは解体促進につながるような、もう少し安いんじゃないかなということを上申しただけで、また今度ゆっくりとそういう税制の話をお聞かせください。突然の質問でまことに申しわけありません。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、空き家解体の補助というのがまことしやかにマスコミに流れました。補助の内訳と現在の当町での取り組みはどのようなになっているのか、少しお聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました空き家の除却の補助についてお答えをさせていただきます。

まず現在、愛知県下では10の市町が空き家の除却補助を実施してございます。その主な内容としましては、市町村が定めた補助額に対しまして、国が2分の1、県が4分の1を補助するような形の内容となっておりまして、市町村の空き家対策の取り組みを支援するものとなっております。

現在の当町の取り組みとしましては、除却補助は実施してございません。また、除却補助制度を創設するに当たりまして、国費、県費を活用するにしても町の負担も伴いますので、財政部局との調整を図りながら、また協議会等の意見を伺いながら今後は検討していこうかと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

私は特別補助金を急に出せとは申しませんのでといたしますのは、これは難しい問題で、いろんな空き家がありますので、簡単に補助金で壊せるとすると、もう財政負担がすごいもので、これはこれから国もいろいろ変えてくると思います、そういう仕組みというものも。やっぱり市町村とかそういうところの財政負担がなるべく大きくならないように、それでいて流動化を考えていかないとということですから、大変難しい取り組みになるかもしれませんけれども、これは、まちづくり推進課長はお若いから、これからどんどん頑張っておられると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、これもちょっと私が通告文書のミスということで、ひとり言も入っています

ので、皆さん聞きながらお答えできるところだけで結構でございます。

今後、空き家管理者に対してどの程度の間隔で管理不全の文書を送付したりするのか、これもちょっと簡単に言い過ぎましたもので、実は、私の考えた管理不全と申しますのは、これは、先ほどの税務課のことも管理ですね、そして先ほど松本さんもおっしゃっていた水道、空き家が漏水していると、これも可能性があります。そして環境課もかかわりますよね、ごみの問題とか。そして土木、越境木のこととか。そして安心安全課は常にまたかかわりますよね、消防、火事とかそういうことで。だから物すごく管理不全と申しましても幅が広いもので、その辺が私の通告文書のミスかなと思っておりますけれども、とりあえず幅広く各担当が、これからも空き家のことに関してはどうにかかわっていかないとだめですよということをお願いしております。

その中で、いつも出される空き家のほうの管理不全といいますと、安心安全課か消防ですよ。それは多いと思います。今現在管理不全で長期に及んでいるところ、そこに対してはどの程度の間隔で管理不全の文書を出しているのか、そしてその内容はどんどん厳しくなっているのか、いつも同じ文書を送られているのか、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまのご質問のございました管理不全の空き家の定期的な調査といいますか、文書の指導といいますか、そういった内容でございますが、今現在、安心安全課といたしましては、住民の方から苦情が来たりとか、そういったいわゆる危険空き家と言われるようなものにつきましては、まちづくり推進課と連携を図りながら現地調査に行きまして、その状況に応じてその場で対応できるもの、できないものがございますので、状況を見ながら所有者の方へ、まちづくり推進課のほうから通知をしていただいております。

この定期的に現地をというお話でございますが、今現在ちょっとそういった対応がされておきませんので、安心安全課としてはしておりませんので、今後定期的に危険と言われるところは調査に行って、所有者に対して指示をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。

突然のご指名でなかなか難しい返答だったと思いますけれども、その中で、管理不全が長期に及んでいる場所がありますか。これをひとつお聞かせ願いたいと。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

昨年度の実態調査の中でいろいろ調べた結果、長期と言われますのがどれぐらいの期間なのかちょっとわからないですが、やはりなかなか改善をしていただけない物件は確かにございます。そういう物件に関しても粘り強く是正の依頼をしまして、改善を図った物件もござ

いますし、まだまだちょっと改善がされていない物件もございますので、今後も引き続きお願いのほうはしていこうかと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

それで、もう一つお聞きしたいのは、長期に及んでいるところで、段階的に文書の内容等が違ってくるのかということ、同じ一律の文章ですとだめですよという文章なのかどうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

最初は持ち主さんに意向を確認するような形で文書を出させていただくんですが、なかなか改善をされない状況でございましたら、その改善について強く求めるような形で文書を再送付してございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

これから特措法とか協議会が立ち上がりますと、本当に危険な空き家に対しては、そういうことを段階的にやっていかれるんだろうなということは思っております。ですけれども、段階的にされるというと、特措法で特定空き家ということをつくるというのは、なかなか少ないと思います。3軒、4軒かな、それぐらいの程度だと思っておりますので、きょうの質問は、とりあえず町の再生のために、これから空き家をいかに流動的に使えるかということを検討していただきたいということです。

最後になりますけれども、本日のこの短い質問でも担当が違ってまいります、いろいろ質問を差し上げますと。ということは、庁舎内で横断的に空き家対策を皆さんに共有していただいて、情報が常に横断的に流れるようにしていただきたいと、そして町民の皆さんが本当に安心してこういうことを相談できる窓口、協議会の設置はできましたけれども、協議会の設置だけでは、これは庁舎内の特定空き家の件ですから、そうじゃなしに、もっと広く考えて、本当に空き家を売りたいと思っている方がいるんだったら、その方の相談に乗るためにも行政としては窓口を設けていただきたいと、こういうことでありますので、これは最後に副町長からちょっとお答え願いたいなと思っておりますけれども、窓口の設置を早急にとということで、よろしくお願い申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷議員のほうから、空き家対策の関係でご質問をいただきました。

特に今お聞きしていますと、戸谷議員の質問の趣旨は、空き家対策の中での空き家の利活用、これに主眼を置いた質問だというふうに私どもも考えております。当然の如く、今まで



議会でも何遍も答弁しておりますが、この空き家対策はちょっとした機運と考えているところでもあります。

先ほど、今の対策としましては、担当課長がお答えしたとおり、今年度中に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法、戸谷さんもおっしゃいましたが、これに基づく蟹江町の空き家等の対策協議会、これは全員協議会で説明しておりますが、その設置に向けて、さまざまな課題に取り組んでいきたいというようなことを表明したところでもあります。

その空き家対策協議会の中身と申しますと、協議会の中で協議事項は3つございます。1つは、空き家等対策計画の作成及び変更に関する事項、もう一つは、空き家等対策計画の実施に関する事項、そして3つ目が、その他空き家等対策の推進に関する事項、これはオールラウンドの計画に盛り込み、それを進めるといのが大きな事項でありますので、今戸谷さんのおっしゃってみえる利活用のほうもそこに入っていると思っています。

それで、国交省が空き家等対策計画をつくるための指針を出しております、その基本的な指針の中に、空き家等対策計画に定める事項が載っております。それが1番から9番までありまして、当然危険空き家の撤去等を含めるともありますが、5番目に、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項、これもありますので、その趣旨をしっかりと捉えて、対策計画に盛り込んで進めていきたいというふうに今考えているところでもあります。

この問題に関しましては、議会におきましても、ただいま質問をいただいている戸谷議員、防災建設常任委員長で、昨年まで空き家対策計画に議会を挙げて取り組んでいただきました。そして、ことしからも水野議員が防災建設常任委員長として、空き家対策問題にOB会として取り組んでいただいておりますので、引き続き、調査研究の中間報告を含めましてやっていただければ、感謝申し上げたいと思っています。

そんな中での町の組織体制に質問でございます。

先ほどからいろいろ質問がありますが、さまざまな課題がございます。例えば、倒壊寸前で周囲に危険を及ぼすもの、また、長年放置されたごみなどが散乱し、劣悪な環境で周囲に悪影響を及ぼす問題、特に今回質問のありました使用できる空き家の今後の利活用など、多分野にわたる多くの課題を抱えているのは認識しているところでもあります。相談窓口の設置もですが、今回の協議会の事務局でありますまちづくり推進課、これを窓口としてまずはやらせていただきたい、ただ、部局にまたがる情報の収集、そして提供、そして相談体制の確立などにつきましては、課題解決に向けてオール蟹江町として取り組んでいきたいと、その後相談窓口の一本化も含めて考えていきたいというふうに考えてございます。議会におかれましても、引き続き、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

前向きに検討していただけるということで受け取っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今回の協議会の設置というのはちょっと意味合いが違っていると思うので、今度また出てくるのは都市再生整備特別措置法というのが出てきますので、そのときに出おくれなようにということですね。都市再生というのはまた違う、やっぱり旧市街地とか新市街地とか、新市街地ができました、旧市街地を再生しましょう、町が再生するようにこういう循環型に持っていくましようという、そして、空き家はせつかくの町の財産ですから、個人財産でありながらそうでもない、町の財産ということで捉えていただきまして、これを流動化したいと、これも町の活性化につながりますので、そういう意味でのまた違う一般市民が質問に答えていただける、相談に乗っていただける窓口、協議会とは全く別のものですから、そこだけはくれぐれもお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。

板倉浩幸君、1問目行けますか、それとも、済みますか。

(発言する声あり)

明日でいい。ちょっとぎりぎりの時間ありますので、途中で切れるのも、ちょっとこれはたくさん質問事項がありますので、きょうはこの辺で会議をとめ、散会いたします。明日、9時から板倉君の質問から入ります。

以上、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時16分)